

令和5年度

水防実施計画書

印旛利根川水防事務組合

目 次

第 1 章 総 則	1 ~ 3
第 2 章 水防組織と機構	4
1 水防区域	4
2 水防体制	4
3 水防本部	4
4 水防本部、水防支部、水防屯営の設置場所	5 ~ 6
5 各水防支部の受持堤防延長	7
6 水防の機関	7
7 役職及び水防団の配置	7 ~ 8
第 3 章 役職員の任務	9
第 4 章 洪水予報	10
1 気象庁が単独で行う洪水津波又は高潮の予報	10 ~ 16
2 関東地方整備局と気象庁が共同で行う洪水予報	17
3 洪水予報の種類	17
4 利根川洪水予報伝達系統概要図	18
第 5 章 水防警報	19
1 水防警報の種類及び要領	19
2 利根川水防警報伝達系統概要図	19
3 水防警報の種類、内容及び発表基準	20
4 国土交通大臣が行う水防警報	21
第 6 章 水位	22
第 7 章 水防配備と出動	23
1 水防配備の種類	23
2 水防配備の指令	23
3 出動と交代	24

第 8 章 水防作業及び指揮	25
1 水防作業の指揮	25
2 水防作業上の心得	25
第 9 章 監視、警戒及び重要水防区域	26
1 常時監視	26
2 非常警戒	26
3 重要水防区域	26
第 10 章 輸送	27
第 11 章 避難のための立ち退き	27
第 12 章 水防体制の強化	27
1 警察官の援助の要求	27
2 居住者等の水防義務	27
3 警戒区域	27
第 13 章 信号及び標識	28
1 水防信号	28
2 水防標識	29
3 公用負担	30～31
第 14 章 炊出し	32
第 15 章 演習と協議会	32
第 16 章 緊急配備と応援	32

第 17 章	自衛隊の災害派遣要請	33
1	災害派遣要請	33
2	災害派遣要請の範囲	33～34
3	知事への災害派遣要請の依頼	35
4	自衛隊との連絡	35～36
5	災害派遣部隊の受入体制	36～37
6	災害派遣部隊の撤収要請	37
7	経費負担区分	37
8	陸上自衛隊の災害派遣計画	38
様式一 1	災害派遣要請	39
様式一 2	災害派遣部隊撤収要請	40
第 18 章	災害救助	41
第 19 章	水防解除	41
第 20 章	水防報告	42
1	緊急報告	42
2	水防てん末報告	42

付 図 ・ 付 表

1	情報伝達様式	43～54
2	水防活動実施報告書	55～56
3	関係機関一覧表	57～58
4	重要水防箇所一覧表	59～62
5	水防区域図	63
6	水防倉庫・水防資器材一覧表	64～65

第1章 総則

第1節 目的

本計画は、水防法（昭和24年6月4日法律第193号、最終改正令和3年5月10日法律第31号、以下「法」という。）並びに千葉県水防計画及び印旛利根川水防事務組合水防実施に関する条例（平成19年2月印旛利根川水防事務組合条例第1号）に基づき、本組合区域（成田市、佐倉市、栄町、白井市、酒々井町、八千代市、四街道市、印西市）の6市2町において、一級水系にかかる洪水等による水災を警戒し、防御し、これによる被害を未然にくい止め、もしくは軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とし、水防上緊要なる水防組織、気象、水位の観測、通報連絡、水防団の受持配置、巡視、警戒、出動、避難及び水防に必要な資材、器材及び設備の整備運用等についてその要項を示したものである。

※洪水等とは、地震による堤防の漏水・沈下等の場合を含んでいる。

第2節 用語の定義

主な水防用語の定義は次のとおりである。

（1）水防管理団体

水防の責任を有する市町村又は水防に関する事務を共同に処理する水防事務組合若しくは水害予防組合をいう（法第2条第2項）。

（2）指定水防管理団体

水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体として知事が指定したものをいう（法第4条）。

（3）水防管理者

水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう（法第2条第3項）。

（4）消防機関

消防組織法（昭和22年法律第226号）第9条に規定する消防の機関（消防本部、消防署及び消防団）をいう（法第2条第4項）。

（5）消防機関の長

消防本部を置く市町村にあっては消防長を、消防本部を置かない市町村にあっては消防団の長をいう（法第2条第5項）。

(6) 水防団

法第6条に規定する水防団をいう。

(7) 量水標管理者

量水標、駿潮儀その他の水位観測施設の管理者をいう（法第2条第7項、法第10条第3項）。

都道府県の水防計画で定める量水標管理者は、都道府県の水防計画で定めるところにより、水位を通報及び公表しなければならない。（法第12条）

(8) 水防協力団体

水防に関する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他法人でない団体であって、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものをして有しているものとして水防管理者が指定した団体をいう。（法第36条第1項）。

(9) 洪水予報河川

国土交通大臣又は都道府県知事が、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は都道府県知事は、洪水予報河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれの状況を基準地点の水位又は流量を示して洪水の予報等を行う（法第10条第2項、法第11条第1項、気象業務法（昭和27年法律第165号）第14条の2第2項及び第3項）。

(10) 水防警報

国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸（水防警報河川等）について、国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水、津波又は高潮によって災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう（法第2条第8項、法第16条）。

(11) 水防団待機水位（通報水位）

量水標の設置されている地点ごとに都道府県知事が定める水位で、各水防機関が水防体制に入る水位（法第12条第1項に規定される通

報水位）をいう。

水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがある場合において、量水標等の示す水位が水防団待機水位（通報水位）を超えるときは、その水位の状況を関係者に通報しなければならない。

（12）氾濫注意水位（警戒水位）

水防団待機水位（通報水位）を超える水位であって、洪水又は高潮による被害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位（法第12条第2項に規定される警戒水位）をいう。水防団の出動の目安となる水位である。

量水標管理者は、量水標等の示す水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときは、その水位の状況を公表しなければならない。

（13）避難判断水位

市町村長の避難準備・高齢者等避難開始発令の目安となる水位であり、住民の氾濫に関する情報への注意喚起となる水位。

（14）氾濫危険水位

洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。市町村長の避難指示等の発令判断の目安となる水位である。水位周知河川においては、法第13条第1項及び第2項に規定される洪水特別警戒水位に相当する。

（15）洪水特別警戒水位

法第13条第1項及び第2項に定める洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位。氾濫危険水位に相当する。国土交通大臣または都道府県知事は、指定した水位周知河川においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。

（16）重要水防個所

堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する個所をいう。

（17）洪水浸水想定区域

洪水予報河川及び水位周知河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該河川において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として国土交通大臣又は都道府県知事が指定した区域をいう（法第14条）。

第2章 水防組織と機構

1 水防区域

本組合における水防区域は、利根川右岸千葉県印西市木下地先（旧手賀沼堺樋）から千葉県印旛郡栄町矢口地先（横提）まで
(10K941.45) の一級水系

2 水防体制

水防を開始すれば水防本部の外に水防支部4か所、水防屯営10か所を設ける。

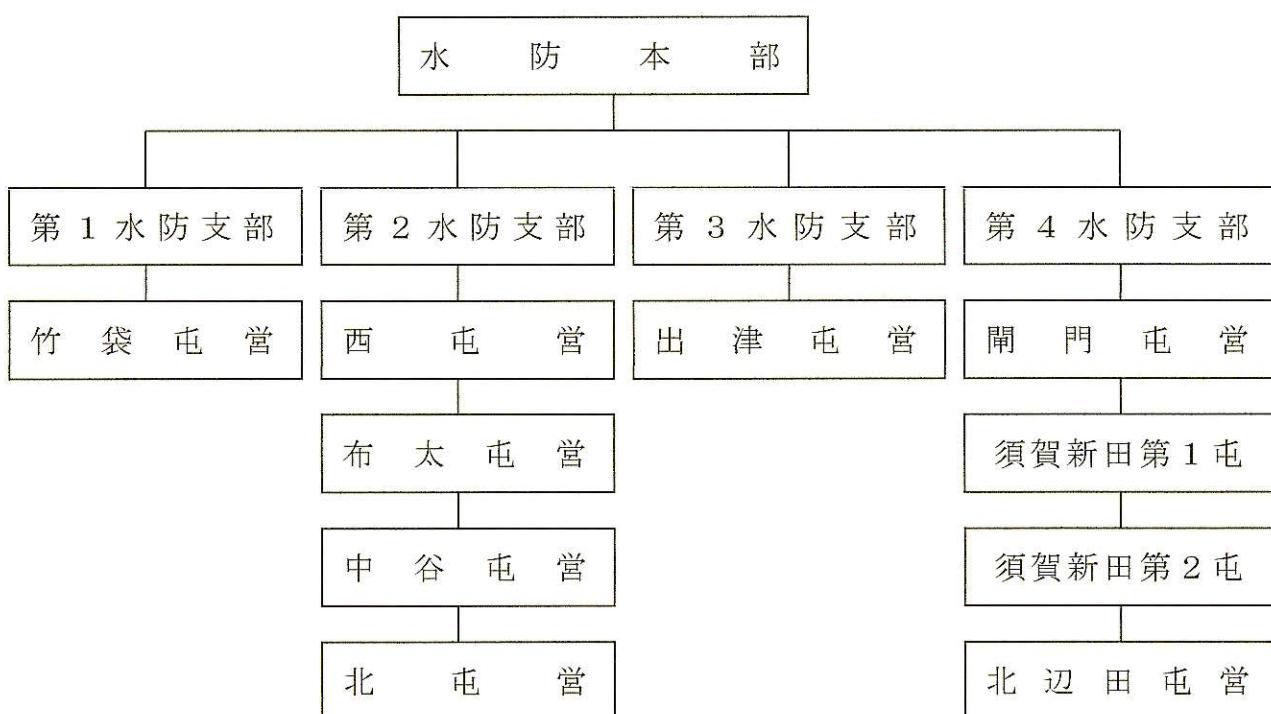
3 水防本部

印旛利根川水防事務組合事務局	
住 所	印旛郡栄町生板鍋子新田乙20番地の71 栄町消防本部内
電 話	0476-95-0119 (代表) 0476-95-8983 (直通) 090-7800-8983 (携帯)
F A X	0476-95-7630 (代表)
千葉県防災行政無線	629-723
	FAX 629-722

水防本部長 印旛利根川水防事務組合
管 理 者 橋 本 浩

副本部長 印旛利根川水防事務組合
副管理 者 板 倉 正 直

4 水防本部、水防支部、水防屯營の設置場所



(1) 水防本部（栄町消防本部内）

電話 0476-95-0119 (代表)

0476-95-8983 (直通)

090-7800-8983 (携帯)

千葉県防災行政無線 629-723

(2) 無線局

基 地 局 組合事務局

第1水防支部 印西市平岡

第2水防支部 栄町中谷

第3水防支部 栄町出津

第4水防支部 栄町和田(長門川公園)

水防現地本部

車載式移動局

※基地局から車載式移動局までは、携帯型デジタル型簡易無線機
で対応

番号	屯 営 名	場 所	備 考
1	竹袋屯営	印西市 竹袋	
2	西屯営	栄町 西	
3	布太屯営	〃 布太	
4	中谷屯営	〃 中谷	
5	北屯営	〃 北	
6	出津屯営	〃 出津	
7	闇門屯営	〃 和田	
8	須賀新田第1屯営	〃 須賀	
9	須賀新田第2屯営	〃 須賀	
10	北辺田屯営	〃 北辺田	

- (1) 屯営には、屯営長以下10名以上を配置する。
- (2) 屯営の数は、出水状況により増減することがある。
- (3) 屯営の設置場所は、堤防の状況により変更がある。
- (4) 組合区域内の市町のうち第1次出動市町と第2次出動市町に分かれている。
- ア 第1次出動市町とは、河川増水時にあたり水災の警戒及び防衛並びに信号等の業務を担当するため水防団を出動する市町で印西市、栄町を言う。
- イ 第2次出動市町とは、水災の警戒及び防衛並びに信号等の業務を第1次出動市町が実施するため水防資材の調達、供給輸送等について水防本部長より指令された場合に、水防団を出動する市町で成田市、佐倉市、白井市、酒々井町、四街道市、八千代市を言う。
- (5) 第2次出動市町のうち、第1次指令の対象となる水防団は、成田市水防団、佐倉市水防団、白井市水防団、酒々井町水防団とする。
- (6) 第2次出動市町のうち、第2次指令の対象となる水防団は、八千代市水防団、四街道市水防団とする。

5 各水防支部の受持堤防延長

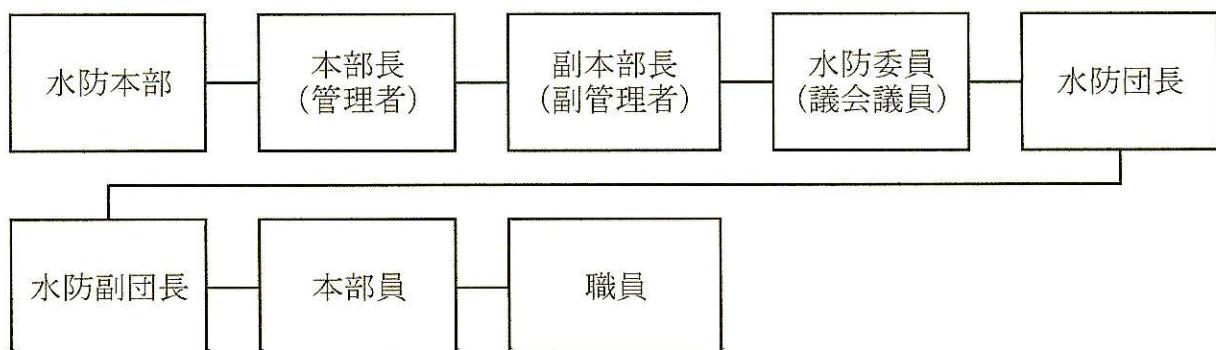
支部名	堤防延長	
第1水防支部	1,484.20m	印西市竹袋旧手賀沼堀樋より 同市平岡地先（元将監川締切中央）まで
第2水防支部	4,294.69m	栄町西地先（元将監川締切中央）より 同町北地先まで
第3水防支部	500.00m	栄町出津地先より 同町安食地先まで
第4水防支部	4,662.56m	栄町安食地先より 同町矢口入口（横提）まで

6 水防の機関

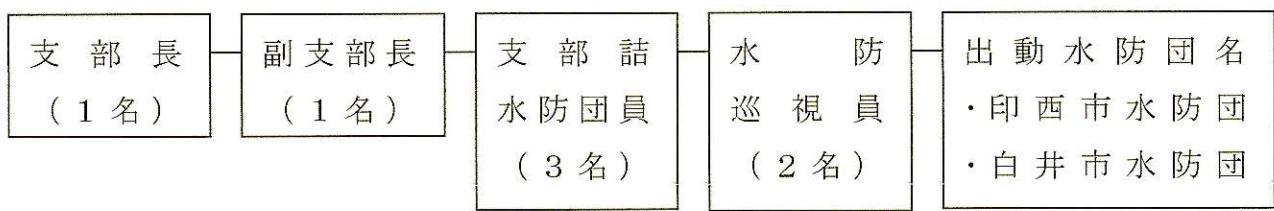
水防を開始すれば水防法第5条第3項により、組合構成市町の各消防団は水防団となり、水防活動に関しては水防本部長の所轄の下に行動する。

7 役職及び水防団の配置

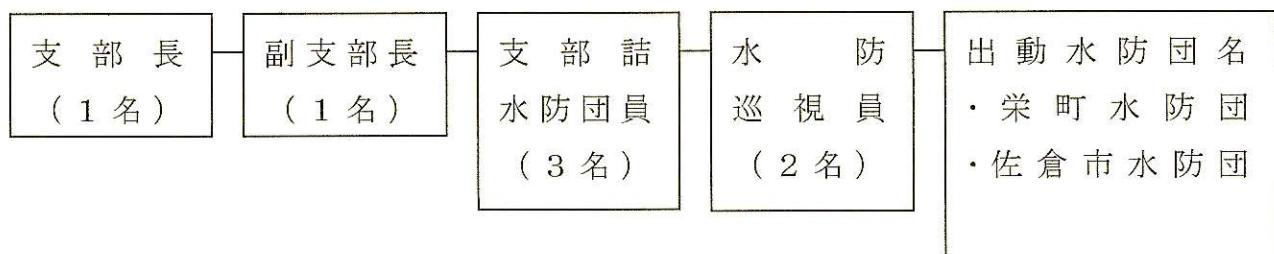
役職員及び水防団の配置は次のとおりとする。



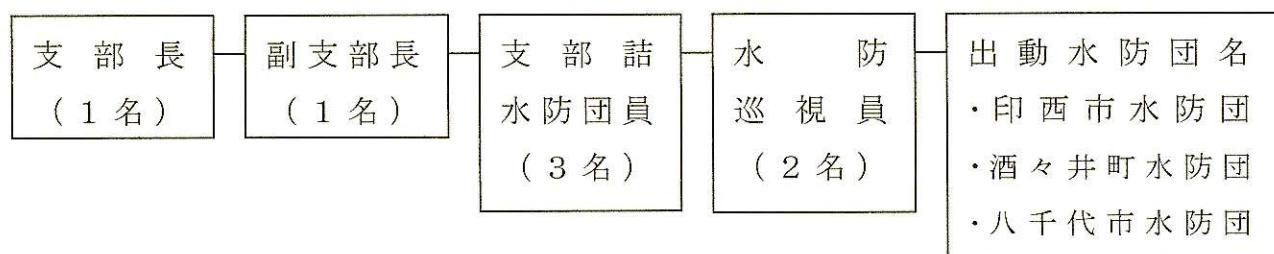
・第1水防支部



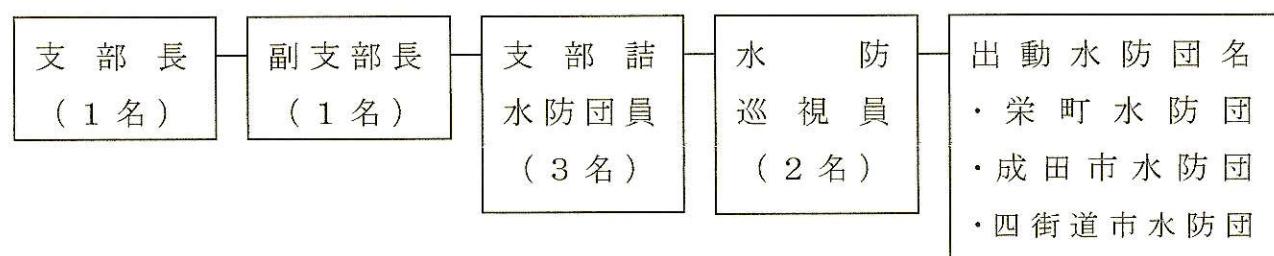
・第2水防支部



・第3水防支部



・第4水防支部



第3章 役職員の任務

役職員の任務は、次のとおりとする。

- 1 水防本部長は、水防上のすべての事務を統括する。
- 2 副本部長は本部長を補佐して、本部長事故あるときはその職務を代行する。
- 3 水防委員 {（組合の議会議長、副議長、議員）以下「水防委員」という。} 水防団長、水防副団長、水防支部長、同副支部長、支部詰水防団員、屯営長、水防巡視員、水防団員並びに職員の職務分担は、次のとおりとする。
 - (1) 水防委員は本部に待機し、水防本部長並びに副本部長と水防の企画、通信、情報収集、材料調達等について調整を図る。
 - (2) 水防団長は、水防本部長の命により団に関するすべての事務を統括する。
 - (3) 水防副団長は団長を補佐し、団長事故あるときはその職務を代行する。
 - (4) 水防支部長は下記の業務を担当する。
 - ア 倉庫及び収蔵資器材の管理。
 - イ 水防資器材及びその他要品の入出庫の受渡し。
 - ウ 水防中に特殊材料の必要を認めたときは、その品名、数量及び搬出先を明示し、水防本部長又は水防団長への調達要請。
 - エ 応援派遣の水防団到着時、本部への人員報告。
 - オ 炊出しの実施に関する事務的処理。
 - カ 巡視員、水防団員の出動簿を作成し、水防団長への提出。
 - キ 水防日誌の記録。
 - ク 水防中の水位記録。
 - (5) 副支部長は支部長を補佐し、支部長事故あるときはその職務を代行する。
 - (6) 支部詰水防団員は、支部長の指揮により本部との連絡及び支部長の命によりその職務に従事する。
 - (7) 屯営長は支部長の命を受け、水防団員の水防作業の指揮を行なう。
 - (8) 水防巡視員は常に堤防の内外を巡視し、異常の有無を確認し、異常を認めた場合には、ただちに水防団長、水防支部長、屯営長のいずれかに報告する。
 - (9) 水防団員は屯営に所属し、水防作業に従事する。
- (10) 職員は、本部にて関係機関からの情報受理及び整理を行うとともに、物資の供給及びその他緊要なる事務的処理並びに警報の伝達と県及び国土交通省からの警戒通信を関係機関へ通報する。

第4章 洪水予報

気象庁が単独で行う洪水、津波又は高潮の予報

(1) 洪水予報

気象庁長官は、気象等の状況によって洪水、津波又は高潮のおそれがあると認めたときは、法第10条第1項及び気象業務法第14条の2に基づき、その状況を国土交通大臣及び関係都道府県知事に通知し、更に必要に応じ一般に周知しなければならない。

(2) 予警報の種類

法第10条第1項及び気象業務法第14条の2に基づく水防活動に関する予報警報の種類は次のとおりである。

銚子地方気象台

水防活動の利用に適合する警報・注意報	一般の利用に適合する警報・注意報	発表基準
水防活動用気象警報	大雨警報又は大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがある（又は著しく大きい）と予想されたときに発表される。
水防活動用気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
水防活動用洪水警報	洪水警報	大雨、長雨、融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
水防活動用洪水注意報	洪水注意報	大雨、長雨、融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。

※ 気象庁が単独で行う洪水予報は、河川の水位、流量の記載が示されていない。

千葉県内の予警報区域（銚子地方気象台）

一次細分区域	市町村等をまとめた区域	二次細分区域（市町村）
北西部	東葛飾	市川市、船橋市、松戸市、野田市、柏市、流山市、我孫子市、鎌ヶ谷市、浦安市、習志野市、八千代市
	印旛	成田市、佐倉市、四街道市、八街市、印西市、白井市、富里市 酒々井町、栄町
	千葉中央	千葉市、市原市
北東部	香取・海匝	香取市、銚子市、匝瑳市、旭市 神崎町、多古町、東庄町
	山武・長生	東金市、茂原市、山武市 大網白里市、九十九里町、芝山町、横芝光町 一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町
南部	君津	木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市
	夷隅・安房	館山市、鴨川市、勝浦市、南房総市、いすみ市 鋸南町 大多喜町、御宿町

(別表1)大雨警報基準

令和3年6月8日現在

市町村等をまとめた区域	市町村等	表面雨量指數基準	土壤雨量指數基準	市町村等をまとめた区域	市町村等	表面雨量指數基準	土壤雨量指數基準
千葉中央	千葉市	18	125	山武・長生	茂原市	23	132
	市原市	19	122		東金市	21	135
印旛	成田市	19	125	山武市	18	139	
	佐倉市	16	144		大網白里市	18	135
	四街道市	21	144		九十九里町	19	—
	八街市	21	145		芝山町	19	138
	印西市	18	136		横芝光町	19	138
	白井市	20	133		一宮町	15	138
	富里市	20	141		睦沢町	18	132
	酒々井町	15	167		長生村	19	—
	栄町	17	138		白子町	16	—
	市川市	24	138		長柄町	18	140
東葛飾	船橋市	19	127	君津	長南町	19	132
	松戸市	19	128		木更津市	21	130
	野田市	20	143		君津市	21	128
	習志野市	17	117		富津市	20	128
	柏市	19	124		袖ヶ浦市	21	120
	流山市	19	128	夷隅・安房	館山市	22	126
	八千代市	18	117		勝浦市	23	144
	我孫子市	17	126		鴨川市	20	146
	鎌ヶ谷市	18	129		南房総市	20	126
	浦安市	25	—		いすみ市	23	138
香取・海匝	銚子市	18	123		大多喜町	20	137
	旭市	18	122		御宿町	22	138
	匝瑳市	18	137		鋸南町	20	141
	香取市	20	115				
	神崎町	19	119				
	多古町	19	130				
	東庄町	20	137				

(別表2)洪水警報基準

令和4年5月26日現在

市町村等をまとめた区域	市町村等	流域雨量指數基準	複合基準 ※1	指定河川洪水予報による基準 ※2
千葉中央	千葉市	都川流域=18.8、花見川流域=27.7、鹿島川流域=17.5、村田川流域=11.3 勝田川流域=7.2	都川流域=(8, 11.6)	—
	市原市	養老川流域=34.7、村田川流域=13.4、前川流域=9.8、平蔵川流域=9、戸田川流域=7.2、椎津川流域=7.6	養老川流域=(8, 24)、村田川流域=(8, 12)、前川流域=(8, 9.5)	—
印旛	成田市	根木名川流域=18.5、大須賀川流域=12.2、長門川流域=23.2、下田川流域=5.9	長門川流域=(8, 20.8)、下田川流域=(8, 5.1)	利根川下流部〔横利根〕
	佐倉市	高崎川流域=18.1、鹿島川流域=32.4、南部川流域=13.7、手綱川流域=10.2、小竹川流域=6.9	高崎川流域=(7, 15.1)	—
	四街道市	鹿島川流域=26.8、小名木川流域=7.5	—	—
	八街市	高崎川流域=7.2、南部川流域=9.2	高崎川流域=(5.4)、南部川流域=(5.5)	—
	印西市	長門川流域=19.6、手賀川流域=28.2	長門川流域=(8, 17.6)	利根川下流部〔横利根〕、利根川中流部〔取手・押付〕
	白井市	神崎川流域=5.7	—	利根川中流部〔取手・押付〕
	富里市	根木名川流域=12.5、高崎川(新中沢)流域=9.6、高崎川(高野)流域=7.3	高崎川(高野)流域=(8, 4.1)	—
	酒々井町	高崎川流域=14、中央排水路流域=8.7	中央排水路流域=(7, 7.8)	—
	栄町	長門川流域=25.7	長門川流域=(14, 17.7)	利根川下流部〔横利根〕、利根川中流部〔押付〕
東葛飾	市川市	真間川流域=12.6、高谷川流域=5.3、国分川流域=10.4、大柏川流域=9.8	真間川流域=(9, 11.3)、国分川流域=(9, 10.3)、大柏川流域=(11, 6.6)、江戸川流域=(9, 15.8)	江戸川〔野田〕
	船橋市	海老川流域=13.8、桑納川流域=8.8、真間川流域=21.4、二和川流域=6.6	海老川流域=(8, 7.4)、真間川流域=(8, 17.1)	江戸川〔野田〕
	松戸市	坂川川流域=11.6、新坂川流域=5.8、国分川流域=11.5、六間川流域=4	坂川川流域=(11, 9.1)、国分川流域=(9, 5.8)、江戸川流域=(9, 15.4)	江戸川〔野田〕
	野田市	江戸川流域=9.3	—	利根川中流部〔芽吹橋〕、江戸川〔西関宿・野田〕
	習志野市	菊田川流域=11.3	菊田川流域=(8, 10.7)	—
	柏市	手賀川流域=23.3、大堀川流域=7.6、大津川流域=8.6、染井人落流域=6.8、地金堀流域=8.2	大堀川流域=(9, 6.8)、大津川流域=(9, 7.9)	利根川中流部〔芽吹橋・取手・押付〕
	流山市	利根運河流域=5.1、手賀川流域=6.6、坂川流域=11.1	利根運河流域=(15, 3.3)、坂川流域=(9, 8.7)、江戸川流域=(9, 16.7)	江戸川〔野田〕
	八千代市	新川流域=21.7、八千代一号幹線流域=6.9、神崎川流域=16.7、桑納川流域=11	新川流域=(15, 10.9)、八千代一号幹線流域=(9, 6.2)	—
	我孫子市	手賀川流域=26	手賀川流域=(7, 23.4)	利根川中流部〔芽吹橋・取手・押付〕
	鎌ヶ谷市	大柏川流域=8.2、大津川流域=6.3、二和川流域=2.3、中沢川流域=2.9	大柏川流域=(8, 5.7)、大津川流域=(8, 4.7)、二和川流域=(12, 1.7)、中沢川流域=(8, 2.6)	—
香取・海匝	浦安市	境川流域=8.8	—	江戸川〔野田〕
	銚子市	清水川流域=7.7	清水川流域=(8, 6.9)、利根川流域=(8, 102.5)	利根川下流部〔横利根〕
	旭市	新川流域=19.1	—	—
	匝瑳市	借当川流域=11.1	—	—
	香取市	黒部川流域=24.1、小野川流域=13.4、大須賀川流域=15.2、栗山川流域=21.8、横利根川流域=12.7	小野川流域=(8, 11.8)、大須賀川流域=(8, 13.6)、栗山川流域=(8, 15.4)	霞ヶ浦・北浦〔出島・白浜〕、利根川下流部〔横利根〕
	神崎町	八間川流域=5.5	—	利根川下流部〔横利根〕
	多古町	栗山川流域=20.4、多古橋川流域=13.7、借当川流域=13.7	栗山川流域=(10, 17.3)	—
	東庄町	黒部川流域=25.9、桁沼川流域=8.1	—	利根川下流部〔横利根〕
	茂原市	一宮川流域=21.9、阿久川流域=9.4、赤目川流域=8.8、豊田川流域=9.8、鶴枝川流域=7.5、南白亜川流域=18.2	一宮川流域=(9, 19)、阿久川流域=(9, 7.8)、赤目川流域=(9, 7.7)、豊田川流域=(9, 8.9)、鶴枝川流域=(9, 6.7)	—
山武・長生	東金市	真龜川流域=12.4、作田川流域=20.3、南白亜川流域=13.9	真龜川流域=(8, 11.1)	—
	山武市	作田川流域=10.1、木戸川流域=15.1、境川流域=14.7	作田川流域=(10, 9.2)、木戸川流域=(8, 12.2)	—
	大網白里市	南白亜川流域=13.3、小中川流域=6.9、真龜川流域=17.7	真龜川流域=(6, 15.9)	—
	九十九里町	作田川流域=24.8、真龜川流域=16.9	作田川流域=(17, 17.3)	—
	芝山町	木戸川流域=11.3、高谷川流域=19.7	高谷川流域=(9, 18.1)	—
	横芝光町	栗山川流域=47.5	—	—
	一宮町	一宮川流域=28.7	一宮川流域=(9, 24.4)	—
	睦沢町	埴生川流域=17、瑞沢川流域=10.2、一宮川流域=26.4	埴生川流域=(9, 16.9)、瑞沢川流域=(9, 9.1)、一宮川流域=(9, 21.7)	—
	長生村	一宮川流域=23.5、内谷川流域=9.9	—	—
	白子町	南白亜川流域=24.9、内谷川流域=12.6	—	—
君津	長柄町	一宮川流域=8.6	一宮川流域=(9, 7.7)	—
	長南町	三途川流域=7.8、埴生川流域=10.6、一宮川流域=13.8	—	—
	木更津市	小櫃川流域=36.4、矢那川流域=13.9、烏川流域=9.1、武田川流域=6.9、平川流域=5	小櫃川流域=(8, 24.4)、矢那川流域=(8, 12.5)、武田川流域=(8, 6.2)	—
	君津市	小糸川流域=27.6、小櫃川流域=29、御敷川流域=12.8、笛川流域=8.2、宮下川流域=6.5	小糸川流域=(8, 24.8)、小櫃川流域=(8, 26.7)	—
	富津市	湊川流域=26.9、志駒川流域=12.8、染川流域=8.6、岩瀬川流域=7.7、小久保川流域=6.4、金谷川流域=7.4	湊川流域=(8, 22.4)、染川流域=(8, 7.7)、岩瀬川流域=(8, 6.9)、金谷川流域=(8, 6.6)	—
夷隅・安房	袖ヶ浦市	小櫃川流域=35.2、松川流域=7.9、久保田川流域=7.4、藏波川流域=7.9、浮戸川流域=10.3	松川流域=(6, 7.1)、藏波川流域=(6, 6.9)、浮戸川流域=(6, 9.2)	—
	館山市	平久里川流域=20.9、汐入川流域=11.6、巴川流域=10.2、瀧川流域=10.7	平久里川流域=(10, 18.8)、汐入川流域=(10, 10.4)、巴川流域=(10, 9.8)	—
	勝浦市	夷隅川流域=21.2、新戸川流域=10、市野川流域=8	夷隅川流域=(10, 19)	—
	鴨川市	加茂川流域=18.4、待崎川流域=11.8、銘川流域=5.7、二夕間川流域=7.7、金山川流域=8.6	加茂川流域=(10, 18.2)、待崎川流域=(10, 11.3)	—
	南房総市	平久里川流域=17.2、丸山川流域=14.2、三原川流域=11、岡本川流域=13、岩井川流域=9.6	平久里川流域=(10, 15.4)、丸山川流域=(10, 12.7)、三原川流域=(10, 9.9)、岡本川流域=(10, 11.7)、岩井川流域=(10, 8.6)	—
	いすみ市	夷隅川流域=34.4、落合川流域=18.4、塙田川流域=15、山田川流域=10、新田川流域=9.7	夷隅川流域=(10, 33.8)、落合川流域=(10, 18.2)、塙田川流域=(10, 13)、山田川流域=(10, 9)	—
	大多喜町	夷隅川流域=26、西畠川流域=14.8、養老川流域=15.8	夷隅川流域=(9, 23.4)、西畠川流域=(9, 13.3)	—
	御宿町	清水川流域=9、落合川流域=11.8	—	—
	鋸南町	佐久間川流域=13.8、保田川流域=12	佐久間川流域=(9, 12.4)	—

※1 (表面雨量指數、流域雨量指數)の組み合わせによる基準値を表しています。

(別表3)大雨注意報基準

令和4年5月26日現在

市町村等をまとめた区域	市町村等	表面雨量指數基準	土壤雨量指數基準	市町村等をまとめた区域	市町村等	表面雨量指數基準	土壤雨量指數基準
千葉中央	千葉市	10	91	山武・長生	茂原市	12	93
	市原市	11	89		東金市	10	95
印旛	成田市	10	91	山武市	5	98	
	佐倉市	7	105		大網白里市	8	95
	四街道市	10	105		九十九里町	9	107
	八街市	6	105		芝山町	12	97
	印西市	7	99		横芝光町	8	97
	白井市	10	97		一宮町	12	97
	富里市	4	102		睦沢町	12	93
	酒々井町	9	121		長生村	12	107
	栄町	8	100		白子町	10	107
東葛飾	市川市	9	114	長柄町	12	99	
	船橋市	10	105		長南町	9	93
	松戸市	9	106		木更津市	11	97
	野田市	8	118		君津市	11	96
	習志野市	8	97		富津市	10	96
	柏市	8	102		袖ヶ浦市	8	90
	流山市	12	106	夷隅・安房	館山市	13	94
	八千代市	10	97		勝浦市	13	108
	我孫子市	9	104		鴨川市	13	109
香取・海匝	鎌ヶ谷市	10	107		南房総市	13	94
	浦安市	11	126		いすみ市	13	103
	銚子市	11	87		大多喜町	12	102
	旭市	13	86		御宿町	13	103
	匝瑳市	13	97		鋸南町	12	105
	香取市	10	81				
	神崎町	10	84				
	多古町	11	92				
	東庄町	12	97				

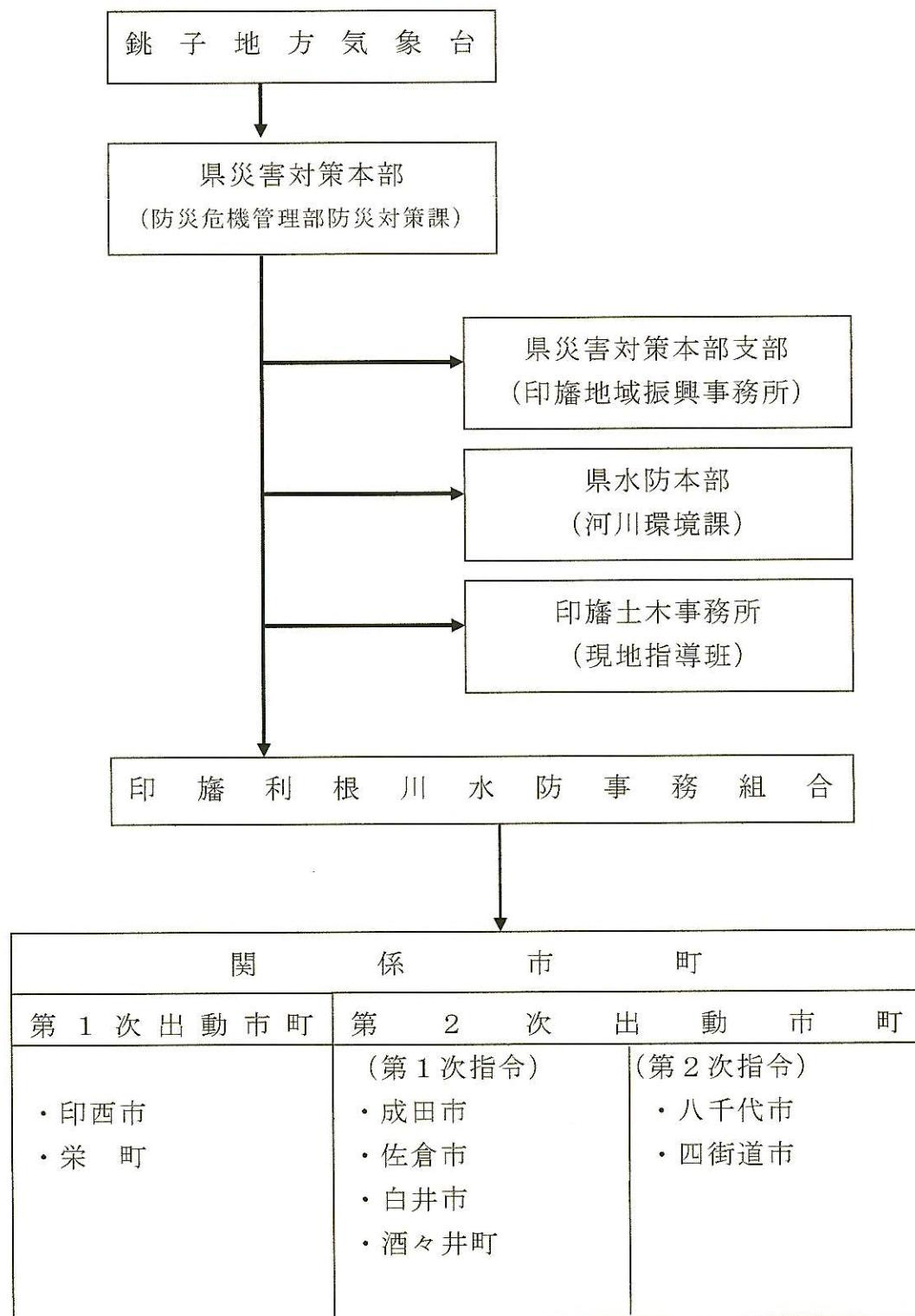
(別表4)洪水注意報基準

令和4年5月26日現在

市町村等をまとめた区域	市町村等	流域雨量指數基準	複合基準 ※1	指定河川洪水予報による基準 ※2
千葉中央	千葉市	都川流域=15, 花見川流域=22.1, 鹿島川流域=14, 村田川流域=9, 勝田川流域=5.7	都川流域=(5, 10, 4), 花見川流域=(5, 14, 7), 鹿島川流域=(5, 14), 村田川流域=(5, 9), 勝田川流域=(5, 5.7)	—
	市原市	養老川流域=25, 田村川流域=10.7, 前川流域=7.8, 平蔵川流域=7.2, 戸田川流域=5.6, 推津川流域=4	養老川流域=(7, 21, 6), 田村川流域=(8, 10, 3), 前川流域=(5, 7, 8), 平蔵川流域=(5, 7.2), 戸田川流域=(9, 4.5), 推津川流域=(7, 3.6)	—
印旛	成田市	根木名川流域=14.8, 大須賀川流域=7.6, 長門川流域=18.5, 下田川流域=4.7	根木名川流域=(5, 14.8), 大須賀川流域=(8, 6.1), 長門川流域=(8, 14.8), 下田川流域=(8, 3.8)	利根川下流部[横利根]
	佐倉市	高崎川流域=14.4, 鹿島川流域=25.9, 南部川流域=10.9, 手綴川流域=8.1, 小竹川流域=5.5	高崎川流域=(7, 11, 8), 鹿島川流域=(5, 19, 7), 南部川流域=(5, 10, 9), 手綴川流域=(7, 5.4), 小竹川流域=(5, 5.5)	—
	四街道市	鹿島川流域=21.4, 小名木川流域=6	—	—
	八街市	高崎川流域=5.7, 南部川流域=7.3	高崎川流域=(5, 3.6), 南部川流域=(5, 4.5)	—
	印西市	長門川流域=15.6, 手賀川流域=22.5	長門川流域=(8, 12.5)	利根川中流部[押付]
	白井市	神崎川流域=4.5	—	—
	富里市	根木名川流域=10, 高崎川(新中澤)流域=7.6, 高崎川(高野)流域=5.8	高崎川(高野)流域=(5, 3.7)	—
東葛飾	酒々井町	高崎川流域=11.2, 中央排水路流域=6.9	高崎川流域=(7, 11, 2), 中央排水路流域=(5, 6.9)	—
	栄町	長門川流域=20.5	長門川流域=(6, 15.9)	利根川下流部[横利根]
	市川市	真間川流域=10, 高谷川流域=4.2, 国分川流域=8.3, 大柏川流域=6.7	真間川流域=(9, 10), 高谷川流域=(6, 3.2), 国分川流域=(6, 8.3), 大柏川流域=(10, 5.4), 江戸川流域=(6, 13)	江戸川[野田]
	船橋市	海老川流域=11, 義納川流域=7, 真間川流域=17.1, 二川川流域=5.2	海老川流域=(5, 6.7), 真間川流域=(5, 15.4), 二川川流域=(5, 5.1)	—
	松戸市	坂川流域=9.2, 新坂川流域=4.6, 国分川流域=9.2, 六間川流域=3.2	坂川流域=(10, 7.4), 新坂川流域=(6, 4.6), 国分川流域=(6, 5.2), 江戸川流域=(6, 13.8)	江戸川[野田]
	野田市	江戸川流域=7.4	江戸川流域=(6, 6.4), 利根川流域=(5, 82.5)	利根川中流部[茅吹橋], 江戸川[西関宿・野田]
	習志野市	菊田川流域=5.7	菊田川流域=(5, 5.1)	—
香取・海面	柏市	手賀川流域=18.6, 大堀川流域=5.7, 大津川流域=6.8, 染井入落流域=5.4, 地金堀流域=6.5	大堀川流域=(10, 4, 6), 大津川流域=(9, 5.4), 利根川流域=(8, 130.8)	利根川中流部[茅吹橋]
	流山市	利根運河流域=4, 手賀川流域=5.2, 坂川流域=8.8	利根運河流域=(6, 3), 手賀川流域=(6, 52), 坂川流域=(6, 7.8), 江戸川流域=(6, 13.8)	江戸川[野田]
	八千代市	新川流域=17.3, 八千代一号幹線流域=5.5, 神崎川流域=13.3, 義納川流域=8.8	新川流域=(6, 9.8), 八千代一号幹線流域=(6, 5.5)	—
	我孫子市	手賀川流域=20.8	手賀川流域=(7, 16, 6), 利根川流域=(5, 131.5)	利根川中流部[茅吹橋・取手]
	鎌ヶ谷市	大柏川流域=6.5, 大津川流域=5, 二和川流域=1.8, 中沢川流域=2.3	大柏川流域=(5, 5.1), 大津川流域=(5, 4.2), 二和川流域=(8, 1.4), 中沢川流域=(5, 2.3)	—
	浦安市	境川流域=7	—	—
	銚子市	清水川流域=6.1	清水川流域=(5, 6.1), 利根川流域=(10, 72.9)	利根川下流部[横利根]
山武・長生	旭市	新川流域=15.2	—	—
	匝瑳市	匝瑳川流域=8.8	—	—
	香取市	黒部川流域=19.2, 小野川流域=10.7, 大須賀川流域=12.1, 栗山川流域=12.8, 利根川流域=10.1	黒部川流域=(5, 9.8), 小野川流域=(5, 10.6), 大須賀川流域=(8, 9.7), 栗山川流域=(5, 12.8), 利根川流域=(5, 130.8)	霞ヶ浦・北浦[出島・白浜], 利根川下流部[横利根]
	神崎町	八間川流域=4.4	八間川流域=(5, 4.4), 利根川流域=(5, 131)	利根川下流部[横利根]
	多古町	栗山川流域=16.3, 多古橋川流域=10.9, 借当川流域=10.9	栗山川流域=(9, 15.6)	—
	東庄町	黒部川流域=20.7, 桟沼川流域=6.4	黒部川流域=(10, 16, 6), 桟沼川流域=(6, 3.6), 利根川流域=(6, 128.8)	利根川下流部[横利根]
	茂原市	一宮川流域=17.5, 阿久川流域=7.5, 赤目川流域=7, 豊田川流域=7.8, 鶴枝川流域=6, 南白亜川流域=14.5	一宮川流域=(6, 12.9), 阿久川流域=(6, 6), 赤目川流域=(6, 5.5), 豊田川流域=(6, 5.9), 鶴枝川流域=(6, 5.1), 南白亜川流域=(6, 14.5)	—
君津	東金市	真龜川流域=6.8, 作田川流域=16.2, 南白亜川流域=11.1	真龜川流域=(5, 6.8)	—
	山武市	作田川流域=8, 木戸川流域=12, 境川流域=11.7	作田川流域=(5, 7.5), 木戸川流域=(5, 8.4), 境川流域=(5, 11.7)	—
	大網白里市	南白亜川流域=10.6, 小中川流域=5.5, 真龜川流域=14.1	南白亜川流域=(5, 7.4), 小中川流域=(5, 5.5), 真龜川流域=(5, 8.5)	—
	九十九里町	作田川流域=19.8, 真龜川流域=13.5	作田川流域=(6, 14.8), 真龜川流域=(6, 7.9)	—
	芝山町	木戸川流域=9, 高谷川流域=10.9	木戸川流域=(6, 9), 高谷川流域=(6, 10.9)	—
	横芝光町	栗山川流域=26	栗山川流域=(6, 16.4)	—
	一宮町	一宮川流域=22.5	一宮川流域=(8, 19.3)	—
夷隅・安房	睦沢町	埴生川流域=13.6, 瑞沢川流域=8.1, 一宮川流域=21.1	埴生川流域=(9, 13, 6), 瑞沢川流域=(6, 8.1), 一宮川流域=(6, 19.3)	—
	長山村	一宮川流域=18.8, 内谷川流域=7.9	一宮川流域=(10, 13.4)	—
	白子町	南白亜川流域=19.9, 内谷川流域=10	南白亜川流域=(8, 15.9), 内谷川流域=(5, 9.6)	—
	長柄町	一宮川流域=6.8	一宮川流域=(9, 5.4)	—
	長南町	三途川流域=6.2, 塙生川流域=8.4, 一宮川流域=11	三途川流域=(6, 5.6), 一宮川流域=(10, 7.8)	—
	木更津市	小櫃川流域=29.1, 矢那川流域=11.1, 烏田川流域=7.2, 武田川流域=5.5, 平川流域=4	小櫃川流域=(5, 22), 矢那川流域=(5, 11, 1), 烏田川流域=(5, 7.2), 武田川流域=(8, 4.4), 平川流域=(5, 4)	—
	君津市	小糸川流域=15.5, 小櫃川流域=23.2, 御腹川流域=10.2, 笹川流域=6.5, 宮下川流域=5.2	小糸川流域=(5, 15, 5), 小櫃川流域=(8, 18.6)	—
夷隅・安房	富津市	湊川流域=21.5, 志駒川流域=10.2, 染川流域=6.8, 岩瀬川流域=6.1, 小久保川流域=5.1, 金谷川流域=5.9	湊川流域=(5, 19, 9), 志駒川流域=(5, 10), 染川流域=(8, 5.4), 岩瀬川流域=(5, 6.1), 金谷川流域=(5, 5.9)	—
	袖ヶ浦市	小櫃川流域=28.1, 松川流域=6.3, 久保田川流域=5.9, 蔵波川流域=6.3, 淀戸川流域=8.2	小櫃川流域=(5, 28, 1), 松川流域=(6.5), 久保田川流域=(5, 5.9), 蔵波川流域=(5, 6.2), 淀戸川流域=(5, 8.2)	—
	館山市	平久里川流域=16.7, 汐入川流域=9.2, 巴川流域=8.1, 滝川流域=8.5	平久里川流域=(10, 13, 4), 汐入川流域=(10, 7.4), 巴川流域=(10, 6.5)	—
	勝浦市	夷隅川流域=16.9, 新戸川流域=8, 市野川流域=6.4	夷隅川流域=(6, 16, 9), 新戸川流域=(6, 8)	—
	鴨川市	加茂川流域=14.7, 待崎川流域=9.4, 銚川流域=4.5, 二夕間川流域=6.1, 金山川流域=6.8	加茂川流域=(6, 13, 7), 待崎川流域=(10, 9.4), 銚川流域=(8, 3.6)	—
	南房総市	平久里川流域=13.7, 丸山川流域=11.3, 三原川流域=8.8, 岡本川流域=10.4, 岩井川流域=7.6	平久里川流域=(10, 11), 丸山川流域=(6, 11, 3), 三原川流域=(10, 8.8), 岡本川流域=(6, 10.4), 岩井川流域=(6, 7.6)	—
	いすみ市	夷隅川流域=27.5, 落合川流域=12.4, 塙田川流域=12, 山田川流域=8, 新田川流域=7.7	夷隅川流域=(10, 27, 5), 落合川流域=(6, 11, 8), 塙田川流域=(6, 11, 7), 山田川流域=(6, 8), 新田川流域=(6, 7.7)	—
大多喜町	夷隅川流域=20.8, 西畠川流域=11.8, 義老川流域=12.6	夷隅川流域=(9, 16, 6), 西畠川流域=(9, 9.4)	—	
	御宿町	清水川流域=7.2, 落合川流域=9.4	清水川流域=(6, 7.2)	—
鋸南町	佐久間川流域=11, 保田川流域=9.6	佐久間川流域=(6, 11), 保田川流域=(6, 9.6)	—	

※1 (表面雨量指數,流域雨量指數)の組み合わせによる基準値を表している。

(3) 気象情報伝達系統図



2 関東地方整備局と気象庁が共同で行う洪水予報

(利根川洪水予報)

水防法第10条第2項及び気象業務法第14条の2第2項に基づき国土交通大臣が指定し、水位流量を示して、洪水の予報を行うのは次のとおりとし、氾濫後の水位情報等についても同様とする。

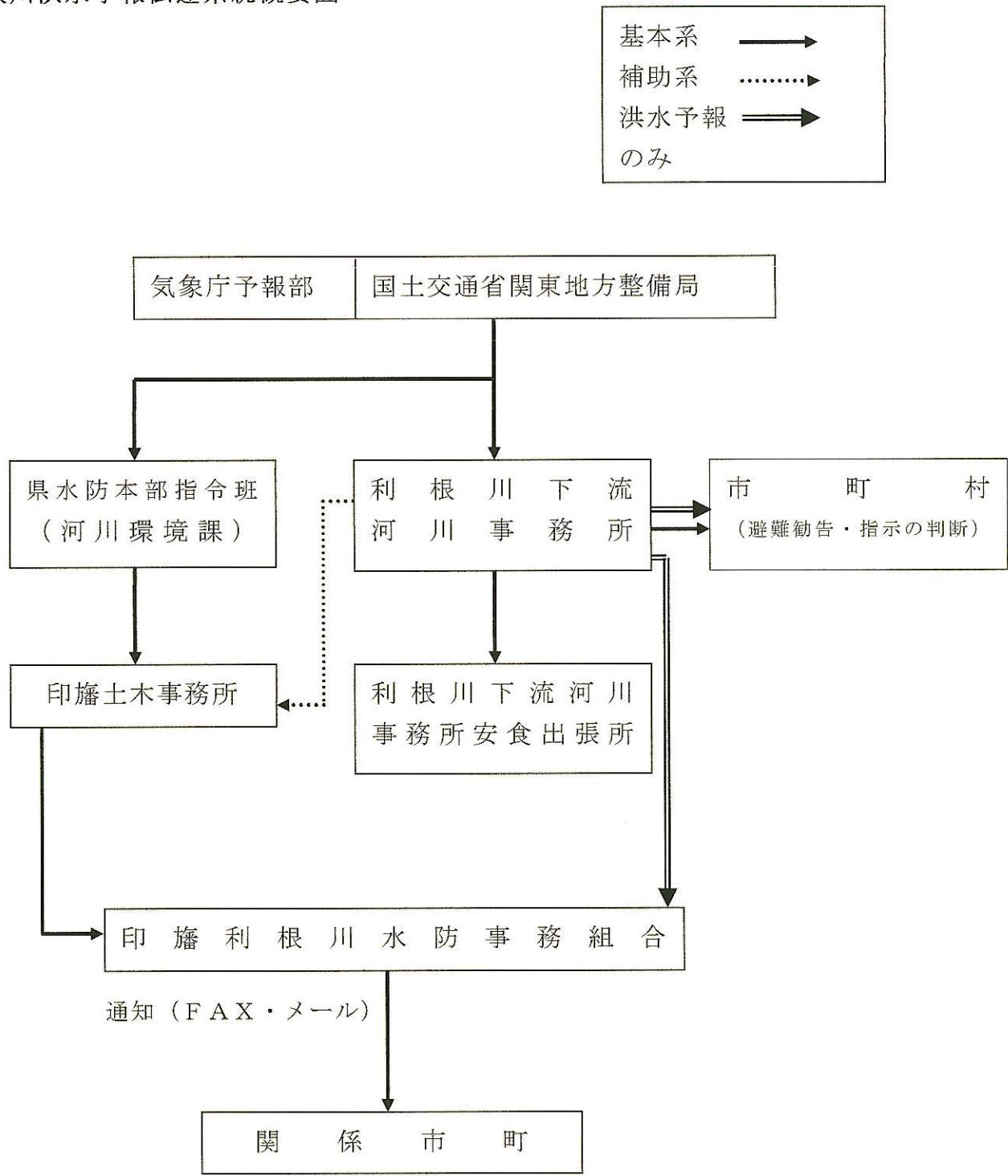
なお、関東地方整備局と気象庁が共同して行う洪水予報は、河川の水位流量を示して行う。

河川名	実施区域	基準地点
利根川 中流部	左岸 茨城県猿島郡境町字北野 1920番地先 ～茨城県北相馬郡利根町東奥山新田 21番4地先まで 右岸 江戸川分派点 ～千葉県印西市大字平岡字上流作 283番2地先まで	芽吹橋 取手 押付
利根川 下流部	左岸 茨城県稲敷郡河内町生板鍋子新田 1842番9号地先 ～海まで 右岸 千葉県印旛郡栄町大字西字耕地 650番6地先～海まで	横利根
江戸川	幹川分流点から海まで（旧江戸川を除く）	西関宿野

3 洪水予報の種類

種類	発表基準
利根川 氾濫注意情報 (洪水注意報)	洪水のおそれがあるときに発される注意報（予報地点のいずれかの1地点の水位が、氾濫注意水位（警戒水位）をこえる洪水となることが予想されるときに発表）
利根川 氾濫警戒情報 (洪水警報)	氾濫危険水位に到達することが見込まれる場合、あるいは、避難判断水位に到達しさらに水位の上昇が見込まれる場合
利根川 氾濫危険情報 (洪水警報)	氾濫危険情報（洪水警報）は、予報区域のいずれかの基準地点の水位が氾濫危険水位（危険水位）に到達したときあるいは、急激な水位上昇により、まもなく氾濫危険水位（危険水位）を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき速やかに発表する。
利根川 氾濫発生情報 (洪水警報)	氾濫発生情報（洪水警報）は、氾濫が発生した後速やかに発表し、利根川中流部及び利根川下流部においては、氾濫水の予報を発表する。

4 利根川洪水予報伝達系統概要図



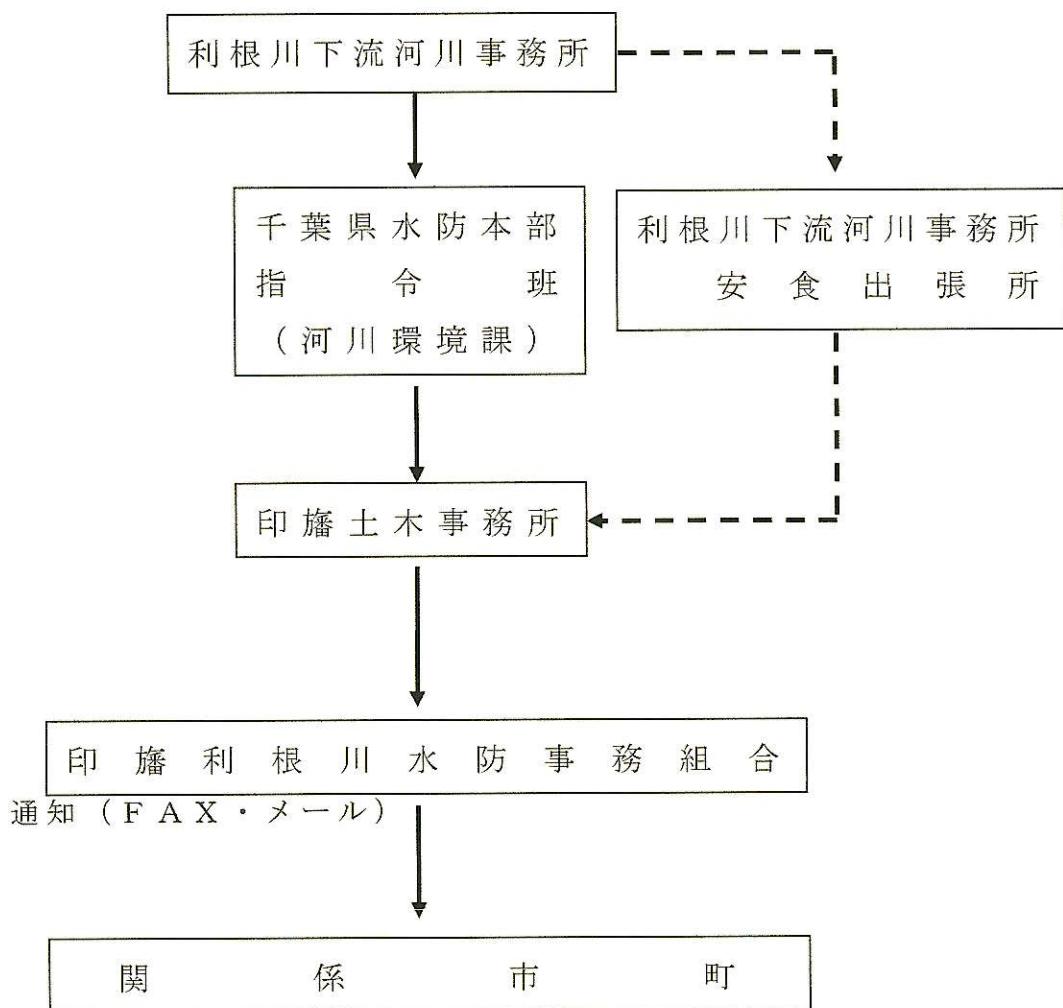
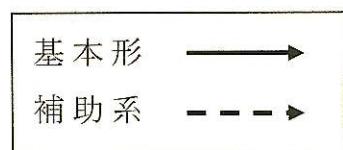
- ※ NTT等の通信が不能になった場合は、アマチュア無線の協力を得る。
- ※ 洪水予報のみの場合、印西市、栄町、成田市、神崎町、香取市、東庄町、銚子市には、直接利根川下流河川事務所よりFAXが届きます。

第5章 水防警報

1 水防警報の種類及び要領

水防法第16条の規定により行う水防警報は、洪水等により災害がおこるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。

2 利根川水防警報伝達系統概要図



水防警報が発令された場合、水防活動状況を警報伝達の逆の系統で報告する。

3 洪水時の河川に関する水防警報の種類、内容及び発表基準

種類	内 容	発表基準
待機	1 出水あるいは水位の再上昇等が予想される場合に状況に応じて直ちに水防機関が出動できるよう待機する必要がある旨を警告するもの。 2 水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予報・警報等及び河川状況により特に必要と認めるとき。
準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水こう門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量その他の河川状況により必要と認めるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	氾濫注意情報（洪水注意報）等により、氾濫注意水位（警戒水位）を越えるおそれがあるとき、または水位、流量その他の河川状況により必要と認めるとき。
警戒	出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な堤防から水があふれる・漏水・堤防斜面の崩れ・亀裂等河川の状態を示しその対応策を指示するもの。	氾濫危険情報（洪水警報）等により、または既に氾濫注意水位（警戒水位）を越え、災害のおこるおそれがあるとき。
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	氾濫注意水位（警戒水位）以下に下降したときまたは、氾濫注意水位（警戒水位）以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。
情報	雨量、水位の状況、水位予測、河川・流域の状況等水防活動上必要なもの。	状況により必要と認めたとき。
地震による堤防の漏水、沈下等の場合又は津波の場合は、上記に準じて水防警報を発表する。		

4 國土交通大臣が行う水防警報

水防法第16条に基づき水防警報を行う指定河川の区域、基準水位観測所及び通報責任者、受報者は次のとおりとする。

指定河川		基準水位観測所		水防警報区域		(発表者)	
水系名	河川名	所在地	河川位置	警戒点高(目)	はん濫水位(目)	警戒判断水位(目)	はん濫危險水位(目)
幹川	茅橋吹	野田市	右岸河口から 101.0km上 116.3m	Y.P+ 6.145	2.0	5.0	7.10
利根	取手	茨城県 取手市 町1丁目	左岸河口から 85km上 300m	Y.P+ 2.989	2.50	5.40	6.90
押付	茨城県 北相馬郡 利根町押付		左岸河口から 78.5km	Y.P+ 1.750	3.10	5.75	7.10
須賀	印旛郡 安食町		右岸河口から 66.5km下 140m	Y.P+ 0.623	2.75	4.95	(7.30) 7.40
長門川	須賀	印旛郡 栄町	右岸河口から 66.5km下 140m	Y.P+ 0.623	2.75	4.95	(7.30) 7.40

※()内の数字、須賀の難判断水位、ほん濫危險水位は参考値です。洪水警報文を報されません。

第6章 水位

水防本部長は、気象状況により出水のおそれがあると察知したときは、水防団待機水位（指定水位須賀地先2.75m）に達したときより、その後の水位変動を監視する。

なお、水位及び時間は次のとおりとする。

- (1) 水防団待機水位（指定水位）に達したときよりこの水位を下まわるまでの各時間毎
- (2) 泛濫注意水位（警戒水位）に達した時間
- (3) 泛濫危険水位（危険水位計画高水位）に達した時間
- (4) 最高水位に達した時間
- (5) 泛濫危険水位（危険水位計画高水位）を下った時間
- (6) 泛濫注意水位（警戒水位）を下った時間
- (7) 水防団待機水位（指定水位）を下った時間

備考 1 水防団待機水位（指定水位）とは、この水位に達したならば観測を開始する水位。（栄町須賀地先の通報水位 = 2.75m）

2 泛濫注意水位（警戒水位）とは、この水位を超えると法崩れ、洗掘・漏水・河川構造物等に被害が発生するおそれがある水位。

なお、泛濫注意水位（警戒水位）の前後では、河床の土砂掃流が始まり、氾濫が始まる一歩手前である。

（栄町須賀地先の警戒水位 = 4.95m）

3 泛濫危険水位（危険水位計画高水位）とは、泛濫危険水位（警戒水位）を超え、更に水かさが増し、溢水・氾濫等により重大な災害が起こるおそれがある水位。

（栄町須賀地先の危険水位 = 7.30m

計画高水位 = 7.40m）

4 水位は、観測所名、日時、水位並びに増減等を記録する。

第7章 水防配備と出動

1 水防配備の種類

水防配備の種類は、次の3種とする。

注意配備体制	専従職員が水防業務にあたる体制
警戒配備体制	所属人員の約半数をもってこれにあたり、水防が開始すればそのまま水防活動が遅滞なく遂行できる体制（水防委員、水防団長、水防副団長、本部員及び水防巡回員は、全員本部に出動し、水防団員は自宅で待機する。）
非常配備体制	所属人員全員これにあたる完全な水防体制（水防団員出動配置につく。）

2 水防配備の指令

水防配備指令は次の3種とし、関東地方整備局、気象庁予報部共同発表の洪水警報を考慮し水防本部長が発令する。

注意指令	注意配備体制につくべき指令
警戒指令	警戒配備体制につくべき指令
非常指令	非常配備体制につくべき指令
備考 各指令については、様式1による。	

3 出動と交代

- (1) 注意指令が発令されたときは、専従職員は水防業務に従事する。
- (2) 警戒指令が発令されたときは、水防委員、水防団長、水防副団長、本部員及び水防巡視員は全員水防本部に出動し、水防団員は自宅に待機し出動の準備を整える。
警戒指令は、河川の水位が上昇し水防団待機水位（指定水位）に達し、なお上昇のおそれがあり、かつ非常指令の発令が予測されたときに水防本部長が発令する。
- (3) 非常指令が発令されたときは、水防団員は出動して配置につく。
ただし、出動人員は、その状況により水防本部長が指定する。
非常指令は、河川の水位が上昇し氾濫注意水位（警戒水位）に達し、なお引き続き増水の状況を呈して洪水必至と予断したときに水防本部長が発令する。
- (4) 水防団員の交代は、原則として一昼夜毎とする。

- 備考 1 水防委員、水防巡視員の出動は、水防本部長が直接命令する。
2 水防団員の出動は、水防本部長が各市町の長に指令し、各市町の長が水防団長に要請し、水防団長が水防団員に出動を命令する。
3 出動の水防団員は、水防作業を行う上でスコップ等に不足が生じ水防本部長が持参するよう指示する場合がある。

第8章 水防作業及び指揮

水防作業の重要性は、いまさら論をまたないところであり、水防を全うし得るか否かは、一つに水防作業の如何にかかっているといえる。

この水防作業の中心はその工法であり、工法の適否が最も肝要なことである。

工法は、その選定を誤らなければ1種類の工法を施工するだけで成果を上げる場合が多い。しかし、時には数種類の工法を施工し、初めてその目的を達成することがあることから、当初施工の工法で効果が認められないときには、これに代わるべき工法を次々に行い水防に努めなければならない。

工法を選ぶにあたっては、堤防の組成材料、流速法面、護岸状態等を考慮して、最も有効でしかも使用材料が附近で入手し易い工法を施工する。

1 水防作業の指揮

- (1) 水防作業の指揮は水防団長が行う。ただし、水防団長が事故あるときは、水防副団長が行う。
- (2) 1支部区域内に2以上の水防団が出動し、共同作業を行う場合の最高指揮者は、支部所在の地元水防団長とする。ただし、水防団長事故あるときは、水防副団長が行う。

2 水防作業上の心得

- (1) 命令なくして部署を離れたり、勝手な行動をとってはならない。
- (2) 作業中は私語を慎み、終始敢斗精神をもって護りぬくこと。
- (3) 夜間などは特に言動に注意し、みだりに「水があふれる」、「堤防の決壊」等の想像による言動等を厳に慎まなければならない。
- (4) 命令及び情報の伝達は、特に迅速、正確、慎重を期し、みだりに人心を動搖させたり、徒らに水防団員を緊張させたりしないように留意し、最悪時に最大の水防能力を発揮できるよう心がける。
- (5) 洪水時において堤防に異常の起こる時期は、滞水時間にもよるが、水位の最大時又はその前後である。

しかし、堤防斜面の崩れや陥没は、通常減水時に生じる場合が多い（水位が最大洪水位3／4位に減少した時が最も危険）ことから洪水が最盛期を過ぎても完全に流逝するまでは警戒を解いてはならない。

第9章 監視、警戒及び重要水防区域

1 常時監視

水防本部長は、隨時区域内の河川堤防等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川堤防等の管理者に連絡し、必要な措置を求める。（水防法第9条）

2 非常警戒

水防本部長は、出動命令を出したときから水防区域の監視及び警戒を厳重にし、現在の被害箇所、その他特に重要な箇所を中心として堤防の表側、堤防上面及び居住地側の3班に別れて巡視し、特に次の状態に注意し、異常を発見した場合は直ちに水防本部長に報告するとともに、水防作業を開始する。

- (1) 堤防斜面の居住地側で漏水又は飽水による亀裂及び欠け崩れ
- (2) 堤防斜面の川側で水あたりの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
- (3) 堤防上面の亀裂又は沈下
- (4) 堤防から水があふれる状況
- (5) 水門の両袖又は底部よりの漏水と扉の閉まり具合
- (6) 橋梁その他の構造物と堤防との取付け部分
- (7) 地震による堤防の漏水・沈下等

3 重要水防区域

本組合区域の内、国土交通省利根川下流河川事務所洪水対策計画書に定める重要水防箇所一覧表の内、本組合管内該当箇所をもって重要水防箇所指定し、この区間については重点的に警戒する。

第10章 輸送

平素より水防中の非常事態を想定し、各市町においても輸送等の万全を期すため、機動力の確保の具体策を地域防災計画に立案しておくこと。

第11章 避難のための立ち退き

1 立退きの指示

水防本部長は、洪水予報・水防警報及び水位について各市町村を通じて住民に情報提供するとともに、洪水により著しい危険が切迫していると認められるときは、必要として認める区域の居住者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。

立ち退きの指示を受けた居住区域の市町村は地域防災計画に基づき対応する。

尚、水防本部長が立ち退きを指示する場合は、当該区域を管轄する警察署長にその旨通知しなければならない。（水防法第29条）

第12章 水防体制の強化

1 警察官の援助の要求

水防本部長は、水防のため水防区域の立入禁止、盗難予防、避難立ち退きのための誘導及び緊急輸送等必要があると認められるときは、警察署長に対して警察官の出動を求めることができる。

（水防法第22条）

2 居住者等の水防義務

水防本部長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、当該水防管理団体の区域内に居住する者又は水防現場にいる者をして水防に従事させることができる。

（水防法第24条）

3 警戒区域

水防上緊急の必要がある場合においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入を禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの撤去を命じることができる。（水防法第21条）

第13章 信号及び標識

1 水防信号

水防に用いる信号は次のとおりとする。

種別	警鐘信号	サイレン信号
警戒信号	○休止 ○休止 ○休止	約5秒○-約15秒-約5秒○-約15秒 休止 休止
全団員出動	○-○-○ ○-○-○ ○-○-○	約5秒○-約6秒-約5秒○-約6秒 休止 休止
居住者出動	○-○-○ ○-○-○ ○-○-○	約10秒○-約5秒-約10秒○-約5秒 休止 休止
避難信号	乱 打	○-約1分 5秒休止 ○-約1分

(1) 信号を担当する水防団は、次のとおりとする。

ア 印西市水防団

イ 栄町水防団

備考 1 信号は適宣の時間継続する

2 必要があれば警鐘信号又はサイレン信号を併用すること。

(2) 遠隔の市町に対しては、原則として電話及び防災行政無線により警報の伝達をするが、堤防決壊後は通信途絶のおそれがあるため、各市町においても早知の手段を講ずること。

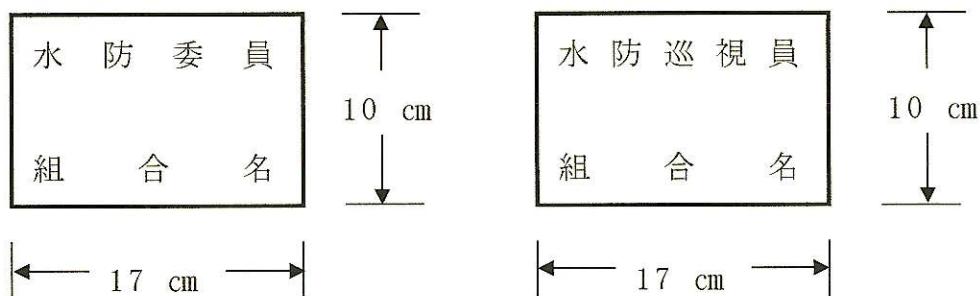
2 水防標識

水防に用いる標識は、次のとおりとする。

(1) 水防作業を正確かつ規律正しい団体行動をとるため次の標識を定める。

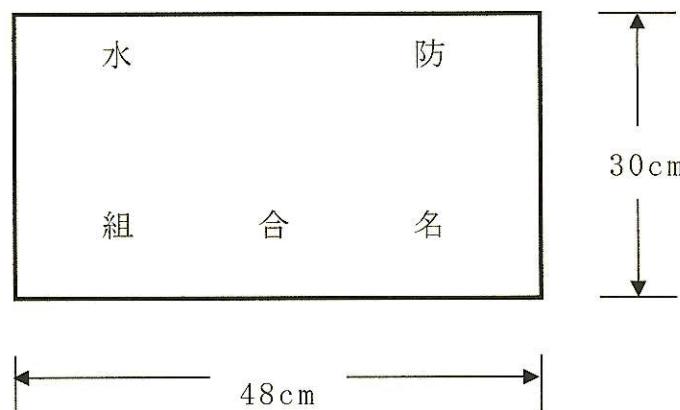
ア 本組合の役員は、水防にあたり次の腕章を左腕につける。

イ 腕章は、白地に赤書とする。



(2) 都道府県知事の定める標識を有する車両が水防のため出動し、資器材運搬又は機動部隊（臨時編成）による連絡通信の場合優先通行のため次の標旗を掲げる。
(水防法第18条)

ア 標旗は、青地に黄色文字



(3) 水防団長、水防団員及び消防機関に属する者は、水防上緊急の必要がある場所におもむくときは、一般通行の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。

(水防法第19条)

3 公用負担

(1) 公用負担権限

水防のため必要のあるときは水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、次の権限を行使することが出来る。

(水防法第28条)

- ア 必要な土地の一時使用
- イ 土石、竹木、その他の資材の使用若しくは収用
- ウ 車両その他の運搬用機器の使用
- エ 排水用機器の使用
- オ 工作物、その他の障害物の処分

(2) 公用負担権限委任証明書

公用負担の権限を行使する者は水防管理者、水防団長又は消防機関の長にあっては、その身分を示す証明書を、その他これらの者の委任を受けた者にあっては、次のような証明書を携行し、必要ある場合はこれを提示しなければならない。

公用負担権限委任証明書

第 号

身分

氏名

右の者 区域における水防法第28条第1項の権限行使委任したることを証明する。

年 月 日

水防団長

水防管理者又は

消防機関の長

氏名



(3) 公用負担の証票

公用負担の権限を行使したときは、次のような証票を2通作成してその1通を目的物所有者、管理者又はこれに準ずるべき者に手渡さなければならない。

公用負担証書		
住 所		
負 担 者	氏 名	
物 件 数 量	負担内容（使用・収用・処分等）	
	期 間	摘 要
年 月 日	管理 者 氏名	
		㊞

第14章 炊出し

水防中における炊出しは、次により行う。

- 1 水防作業が4時間以上に達し、引き続き水防作業を実施する必要があると認めたときにおいて、水防団長の申請に対し水防本部長が承認したとき。
- 2 本部で炊出しをすることを原則とするが、本部長の指令した市町に炊出しを依頼することもある。
- 3 本部長が必要ありと認め、指令したとき。

第15章 演習と協議会

水防を指揮する幹部は、よく工法を理解しこれを習得することにより、指揮能力の向上を図るとともに、水防演習及び水防協議会には積極的に出席するようすること。

第16章 緊急配備と応援

1 緊急配備と応援

水防委員並びに市町村長は、台風の動き水源地の雨量等により水位を想定し水防開始の必要ありと認めたときは、水防本部長の発令が無くとも支部並びに屯営を開設し、所要人員の招集及び配置を完了することができる。

ただし、この際は開設と同時にその旨水防本部長に報告すること。

2 応援要請

水防のため緊急の必要があるときは、水防本部長は他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長に対して応援を求めることができる。

また、他の水防管理者から応援を求められた時は、水防本部長は関係市町長並びに現地指導班長と合議の上決定しこれを行う。

(水防法第23条)

第17章　自衛隊の災害派遣要請

1 災害派遣要請

(1) 知事は、風水害等及び大規模災害が発生し、人命又は財産の保護のため必要があると認めた場合、自衛隊に対して災害派遣を要請する。

(2) 管理者は、自衛隊の災害派遣を要請すべき事態が発生した場合、知事に対して災害派遣要請を依頼する。

なお、通信の途絶等により知事へ依頼することができない場合には、直接最寄の駐屯地司令等の職にある部隊の長に通知することができる。

(3) 自衛隊は、災害に際し、その事情に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たないで部隊等を派遣することができる。

2 災害派遣要請の範囲

自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、原則として人命及び財産の保護のため必要であり、かつ緊急やむを得ないと認められるもので、他に実施する組織等がない場合とし、おおむね次とする。

(1) 被害状況の把握

車両、航空機等状況に適した手段によって、情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。

(2) 避難の援助

避難者の誘導、輸送等による避難の援助

(3) 遭難者等の捜索救助

行方不明者、負傷者等の捜索救助

(4) 水防活動

堤防護岸等の決壊に対する土のう作成、積込み及び運搬

(5) 消防活動

利用可能な消防車、その他の防火用具（空中消化が必要な場合は航空機）による消防機関への協力

(6) 道路又は水路等交通路上の障害物の排除

施設の損壊、又は障害物がある場合の啓戒除去、街路、鉄道、線路上の転覆トラック、崩山等の排除、除雪等（ただし、放置すれば人名及び財産の保護に影響すると考えられる場合）

(7) 診察、防疫、病中防除の支援

大規模な感染症等の発生に伴う応急防疫等（薬剤等は県又は市町村が準備）

(8) 人員及び物資の緊急輸送

緊急を要し、かつ他に適当な手段がない場合、救急患者、医師その他救難活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送（航空機による輸送は、特に緊急を要する場合に限る。）

(9) 炊飯及び給水の支援

緊急を要し、他に適当な手段がない場合

(10) 救難物資の無償貸付又は譲渡

「防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する内閣府令」による。

（ただし、譲与は県、市町村その他の公共機関の救助が受けられず、当該物品の譲与を受けなければ生命、身体が危険であると認められる場合に限る。）

(11) 交通規制の支援

自衛隊車両の交通が輻輳する地点における車両を対象とする。

(12) 危険物の保安及び除去

能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去

(13) 予防措置

風水害等の災害を未然に防止するため、緊急を要し、かつ他に適当な手段がない場合

(14) その他

知事が必要と認め、自衛隊の能力で対処可能なものについて、関係部隊の長と協議し決定する。

3 知事への災害派遣要請の依頼

- (1) 知事に対する自衛隊災害派遣要請の依頼は、原則として管理者が行うものとする。
- (2) 管理者が知事に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼するときは、次の事項を明記した文書をもって行うものとする。(様式一1)

ただし、緊急を要する場合において文書をもってすることができないときは、県防災行政無線電話又は一般加入電話等により、依頼するものとする。なお、この場合においては、事後速やかに文書を送達するものとする。

また、緊急避難、人命救助の場合で事態が緊迫し知事に依頼するいとまがないとき、若しくは、通信の途絶等により知事への依頼ができないときは、直接最寄の駐屯地司令等の職にある部隊等の長に通報するものとし、事後、所定の手続きを速やかに行うものとする。

ア 提出(連絡)先 県防災危機管理部危機管理政策課

イ 提出部数 1部

ウ 記載事項

(ア) 災害の状況及び派遣を要請する事由

(イ) 派遣を希望する期間

(ウ) 派遣を希望する区域、活動内容

(エ) 連絡場所、連絡責任者、宿泊施設の状況等参考となるべき事項

4 自衛隊との連絡

(1) 情報の交換

知事は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合は、各種情報を的確に把握するとともに、絶えず陸上自衛隊第1空挺団長(時間の余裕なく緊急を要するときは関係部隊等の長)と情報の交換を行うものとする。

(2) 連絡班の派遣

知事は、災害発生を予想する段階に至った場合は、陸上自衛隊第1空挺団長に対して県災害対策本部(本部設置前にあっては県防災危機管理部危機管理課)に連絡班の派遣を依頼し、派遣要請の接受

及びこれに伴う措置の迅速化を図るものとする。

(3) 連絡所の設置

知事は、自衛隊派遣業務を調整し、その迅速化を図るため、通常は県庁内に、状況等により指揮連絡上最も適切なところに、自衛隊連絡班による連絡所を設置するものとする。

5 災害派遣部隊の受入体制

(1) 他の災害救助復旧機関との競合又は重複の排除

知事及び管理者は、自衛隊の作業が他の災害復旧機関と競合又は重複することのないよう、重点的かつ効率的に作業を分担するよう配慮するものとする。

(2) 作業計画及び資材等の準備

知事及び管理者は、自衛隊に対し作業を要請又は依頼するに当たっては、なるべく実効性のある計画を次により作成するとともに、作業実施に必要とする十分な資材の準備を備え、かつ諸作業に關係ある管理者の了解を速やかにとりうるよう事前に配慮するものとする。

ア 作業箇所及び作業内容

イ 作業箇所別人員及び必要機材

ウ 作業箇所別優先順位

エ 作業に要する資材の種類別保管（調達）場所

オ 部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所

(3) 自衛隊との連絡窓口の一本化

派遣された自衛隊の部隊との連絡窓口は、県災害対策本部長が調整する。

(4) 派遣部隊の受入れ

知事及び管理者は、派遣された部隊に対し、次の施設等を準備するものとする。

ア 本部事務室

イ 宿舎

ウ 材料置場、炊事場（野外の適切な広さ）

エ 駐車場（車1台の基準は3m×8m）

オ 指揮連絡用ヘリコプター発着場

機種	必要地積
O H - 6 J × 1	約 30m × 30m
U H - 1 H × 1	約 40m × 40m
C H - 4 7 × 1	約 100m × 100m
(注) 四方向に障害物のない広場	

6 災害派遣部隊の撤収要請

知事は、災害派遣部隊の撤収要請を行う場合は、民心の安定及び民生の復興に支障がないよう、管理者及び派遣部隊の長と協議して行うものとする。（様式一2）

7 経費負担区分

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた市町が負担するものとし、2以上の地域にわたって活動した場合の負担割合は、関係市町が協議して定める。

- (1) 派遣部隊が救援活動を実施するため必要な資器材（自衛隊装備にかかるものを除く）等の購入費、借上料及び修繕費
- (2) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用及び借上料
- (3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話料等
- (4) その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義のある場合は、自衛隊と市町が協議するものとする。

8 陸上自衛隊の災害派遣計画

東部方面隊地域に風水害等及び大規模災害が発生した場合、次のとおり対処する。

(1) 東部方面隊の対処方針

東部方面隊は、関係部隊・機関（各都県等）との緊密な連携のもとに、平素から災害関連情報の入手に努め、状況に適合した災害派遣諸準備を推進して、即応態勢を確立・維持する。

災害発生に際しては、初動における迅速・的確な救援活動を重視し、当該担当各師団（第1師団）あるいは所要の直轄部隊等をもって災害派遣を実施する。

また、各師団の対応能力を超える大規模災害が発生した場合においては、方面総監が直接災害派遣を担当する。

(2) 陸上自衛隊第1空挺団

千葉隊区部隊は、平素から千葉県及び各市町村等関係機関と連携して、災害関連情報・資料の入手に努め、諸準備を周到にして即動態勢を維持する。

災害の発生に際しては、機を失わせず迅速に所要の部隊を派遣し、積極的な救援活動を実施して、災害派遣の目的を達成する。

この際、初動対処なかんずく人命救助を重視する。

様式－1

印利水第 号
令和 年 月 日

千葉県知事 様

印旛利根川水防事務組合
管理者

自衛隊の災害派遣要請について（依頼）

このことについて、自衛隊法第83条第1項の規定による自衛隊の派遣要請を、下記のとおり依頼します。

記

1 災害状況及び派遣要請を依頼する事由

(1) 災害の状況

(2) 派遣要請を依頼する事由

2 派遣を希望する期間

年 月 日（時 分）から災害応急対策の実施が終了するまでの間

3 派遣を希望する区域及び活動内容

(1) 活動希望区域

(2) 活動内容

4 その他参考となるべき事項

様式—2

印利水第 号
令和 年 月 日

千葉県知事 様

印旛利根川水防事務組合
管理者

自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請について（依頼）
年 月 日付け 号で依頼したこのことについては、下記のとおり派遣部隊の撤収要請を依頼します。

記

1 撤収を希望する日時 年 月 日 時 分

2 撤収要請を依頼する理由

3 その他必要事項

第18章 災害救助

本組合の災害救助は、関係市町の地域防災計画により行うものとする。

第19章 水防解除

天候が回復し、氾濫注意水位（警戒水位）以下に水位が減少し、危険が無くなった時に水防配備体制を解除する。

ただし、一部地域に危険箇所があるときは、地元市町長、現地指導班及び水防団長と合議の上、水防団の一部に警戒の続行を求めることがある。

第20章 水防報告

1 緊急報告

水防本部長が所轄現地指導班長に報告すべき事項は次のとおりとする。

- (1) 水防（消防）機関を出動させたとき。
- (2) 他の水防管理者に応援を要求したとき。
- (3) 決壊、氾濫したとき。
- (4) その他必要と認める事態が生じたとき。

2 水防てん末報告

水防が終結した時は、遅滞なく次の事項を取りまとめて、水防本部長は千葉県水防計画に定められている様式により管轄現地指導班長（印旛土木事務所長）に報告するとともに、水防記録を作成しこれを保管しなければならない。

- (1) 天候の状況並びに警戒中の水位観測表
- (2) 警戒出動及び解散命令の時刻
- (3) 水防団員又は消防機関に属する者の出動の時刻及び人員
- (4) 水防作業の状況
- (5) 堤防その他の施設等の異常の有無及びこれに対する処置とその効果
- (6) 使用資材の種類及び員数とその消耗分及び回収分
- (7) 水防法第21条による収用又は使用の器具、資材の種類、員数及び使用場所
- (8) 障害物を処分した数量及びその理由並びに除却の場所
- (9) 土地を一時使用した時は、その箇所及び所有者の氏名とその事由
- (10) 応援の状況
- (11) 居住者出動の状況
- (12) 警察官の援助状況
- (13) 現地指導者官公吏氏名
- (14) 立ち退きの状況及びそれを指示した事由
- (15) 水防関係者の死傷
- (16) 殊勲者及びその功績
- (17) 雨後の水防
- (18) 堤防その他の施設で緊急工事を要するものが生じた時は、その場所及び損傷状況
- (19) その他必要な事項

情 報 伝 達 様 式

様式 1

印旛利根川水防事務組合

水防本部長指令伝達表

連絡時刻 (日 時 分) ~ (時 分)

受 報 者 ()

連 絡 者 ()

管 理 者	事 勿 局 長	係 長	主 事
水防本部 第 号 指令			

発令日時 月 日 時 分

(主文)

(解説)

利根川下流部

氾濫注意情報	氾濫警戒情報	氾濫危険情報
氾濫発生情報	氾濫注意情報解除	

利根川下流部洪水予報 第 号

洪水注意報（発表）	洪水注意報	洪水警報（発表）
洪水警報	洪水注意報（警報解除）	洪水注意報解除

令和 年 月 日 時 分
国 土 交 通 省 関 東 地 方 整 備 局 共 同 発 表
気 象 庁 予 報 部

区分	番号	発表内容	担当
見出し	1	利根川下流部では 避難判断水位に到達したが 水位は上昇しない見込み →主文 1 6	国
	2	利根川下流部では 今後氾濫危険水位に達する見込み →主文 1 7	
	3	利根川下流部では 避難判断水位に到達 今後氾濫危険水位に達する見込み →主文 1 8	
	4	利根川下流部では 避難判断水位に到達 水位はさらに上昇 →主文 1 9	
	5	利根川下流部では 気象状況により 水位が急激に上昇 →主文 2 0	
	6	利根川下流部では 気象状況により 水位が急激に下降 →主文 2 1	
	7	利根川下流部では 避難判断水位を下回る →主文 2 2	
	8	利根川下流部では 気象状況により 水位が急激に下降 →主文 2 3	
	9	利根川下流部では 気象状況により 水位が急激に上昇 →主文 2 5	
	10	利根川下流部では 当分の間氾濫注意水位を超える水位が続く見込み →主文 2 4	
	11	利根川下流部では 当分の間避難判断水位を超える水位が続く見込み →主文 2 4	
	12	利根川下流部では 当分の間氾濫危険水位を超える水位が続く見込み →主文 2 4	
	13		
	14		
主文	15	利根川の横利根水位観測所（茨城県稲敷市西代）では、 氾濫注意水位（レベル2）に到達しました。 今後の洪水予報に注意して下さい。	国
	16	利根川の横利根水位観測所（茨城県稲敷市西代）では、 避難判断水位（レベル3）に到達したが、今後水位の上昇はない見込みです。 今後の洪水予報に注意して下さい。	
	17	利根川の横利根水位観測所（茨城県稲敷市西代）では、 氾濫危険水位（レベル4）に達する見込みです。 市町村からの避難情報に留意して下さい。	
	18	利根川の横利根水位観測所（茨城県稲敷市西代）では、 避難判断水位（レベル3）に到達しました。今後、氾濫危険水位（レベル4）に達する見込みです。 市町村からの避難情報に留意して下さい。	
	19	利根川の横利根水位観測所（茨城県稲敷市西代）では、 避難判断水位（レベル3）に到達しました。水位はさらに上昇する見込みです。 市町村からの避難情報に留意して下さい。	
	20	利根川の横利根水位観測所（茨城県稲敷市西代）では、 氾濫危険水位（レベル4）に到達しました。 氾濫するおそれがありますので、各自安全確保を図るとともに、市町村からの避難情報に留意して下さい。	
	21	利根川の横利根水位観測所（茨城県稲敷市西代）では、 氾濫危険水位を下回りました（レベル3）。水位は下降する見込みです。 引き続き警戒して下さい。	
	22	利根川の横利根水位観測所（茨城県稲敷市西代）では、 避難判断水位を下回りました（レベル2）。水位は下降する見込みです。 引き続き十分な注意をして下さい。	
	23	利根川の横利根水位観測所（茨城県稲敷市西代）では、 氾濫注意水位を下回り（レベル1）、危険はなくなったものと思われます。	
	24	利根川の横利根水位観測所（茨城県稲敷市西代）では、当分の間（氾濫注意水位を超える水位（レベル2） ・避難判断水位を超える水位（レベル3）・氾濫危険水位を超える水位（レベル4））が続く見込みです。 引き続き、洪水に関する情報に留意して下さい。	
	25		

降雨と水位の現況	26	(台風第____号・____低気圧・____前線) の(接近・通過・活動・停滞)による(雨・大雨)により、	気
	27	降り始めの	
	28	1 日____時から____日____時までの____の流域平均雨量は____ミリ	
		2 日____時から____日____時までの____の流域平均雨量は____ミリ	
		3 (に達しました・となっています)。	
	29	また、(ところにより、____) 1時間に、____ミリの雨が降っています。	
	30	現在、雨は(小降りになりました・やんでいます)。	
	31		
	32	1 利根川の水位は____日____時現在、次のとおりです。	
		2 横利根水位観測所(茨城県稲敷市西代)で____m (水位危険度レベル(1・2・3・4・5))(上昇中・横ばい・下降中)	
33			
降雨と水位の予想	34	この雨は、(今後一層強まる・当分この状態が続く・今後次第に弱まる)でしょう。	気
	35	1 ____日____時から____日____時までの____の流域平均雨量は____ミリ	
		2 ____日____時から____日____時までの____の流域平均雨量は____ミリ	
		3 の見込みです。	
	36		
	37	1 利根川の水位は、____日____時頃には、次のとおりと見込まれます。	
		2 横利根水位観測所(茨城県稲敷市西代)で____m程度 (水位危険度レベル(1・2・3・4・5))	
	38	の水位は____日____時頃(最高となり、その水位は・には)____m程度と見込まれます。	
	39		
	事注意	40	

横利根水位観測所(利根川受け持ち区間 左岸茨城県河内町から海、右岸千葉県栄町から海)
氾濫危険水位4.4m 避難判断水位3.9m 泛濫注意水位(警戒水位)2.85m 水防団待機水位2.10m

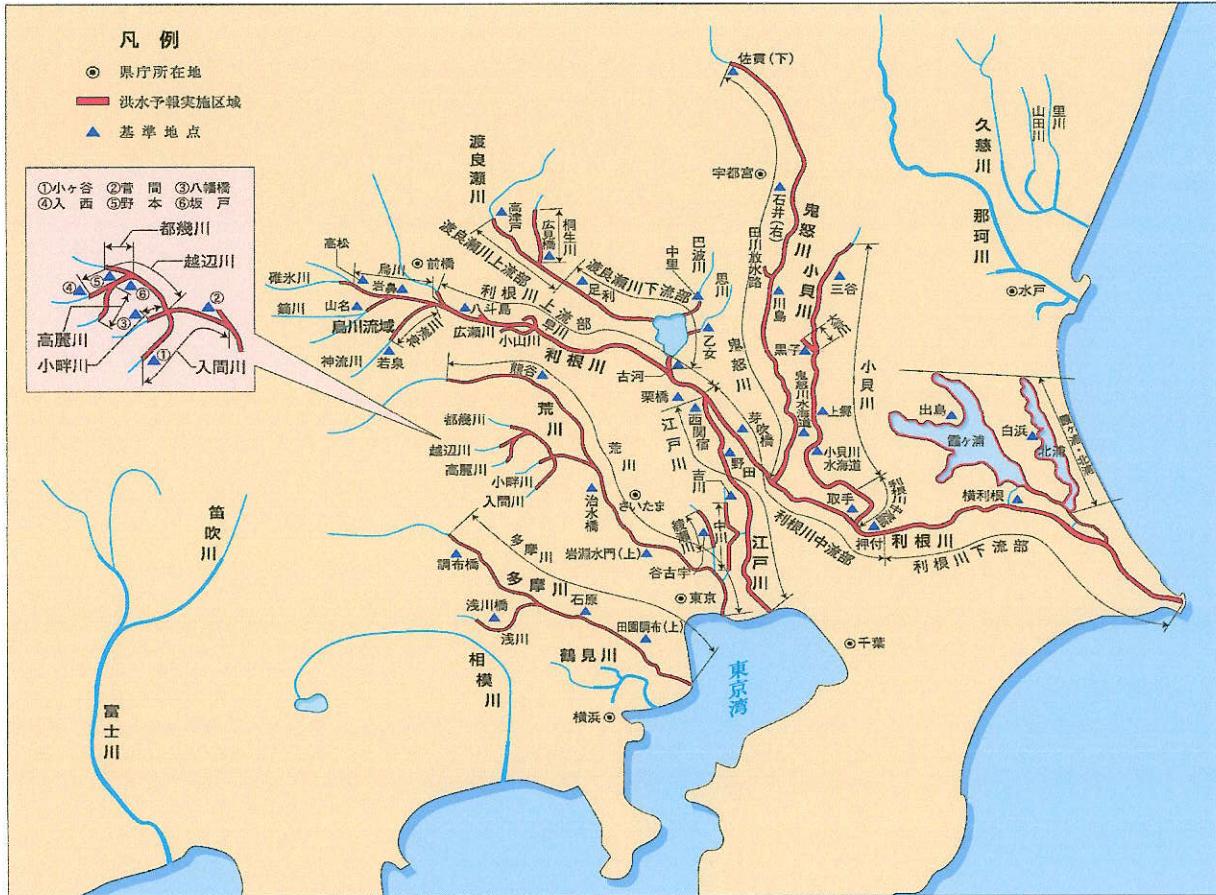
水位危険度レベル	水位	求める行動の段階
レベル5	氾濫の発生以降	氾濫水への警戒を求める段階
レベル4	氾濫危険水位から 氾濫発生まで	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階
レベル3	避難判断水位から 氾濫危険水位まで	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階
レベル2	氾濫注意水位から 避難判断水位まで	氾濫の発生に対する注意を求める段階
レベル1	水防団待機水位から 氾濫注意水位まで	水防団が体制を整える段階

(問い合わせ先)

水位関係 : 国土交通省 関東地方整備局 河川部 水害予報センター 048-600-1947

気象関係 : 気象庁 予報部 03-3212-8341

洪水予報 実施区域図



利根川水系洪水予報実施区域及び基準地点

予報区域名	河川名	洪水予報実施区域	洪水予報基準観測所	はん丈注意水位(警戒水位)	避難水位	はん丈危険水位(危険水位)	河川位置	所在地
利根川上流部	利根川	左岸 群馬県伊勢崎市柴町字小泉1555番地先から茨城県猿島郡境町字北野1920番地先まで 右岸 群馬県佐波郡玉村町大字字飯玉前70番6地先から江戸川分派点まで	八斗島	1.90	3.9	4.8	左岸河口から181.5km下46m	群馬県伊勢崎市八斗島町
	広瀬川	左岸 群馬県伊勢崎市境中島字向川原10番1地先から利根川への合流点まで 右岸 群馬県伊勢崎市境中島字石島1082番1地先から利根川への合流点まで	栗橋	5.00	6.9	8.9	右岸河口から130.5km下100m	埼玉県久喜市栗橋
	小山川	左岸 埼玉県深谷市高島字前久保50番3地先新明橋下流端から利根川への合流点まで 右岸 埼玉県深谷市石塚字住殿621番2地先新明橋下流端から利根川への合流点まで	八斗島	1.90	3.9	4.8	左岸河口から181.5km下46m	群馬県伊勢崎市八斗島町
	早川	左岸 群馬県太田市武蔵島町554番1地先から利根川への合流点まで 右岸 群馬県太田市前島町172番5地先から利根川への合流点まで						
利根川中流部	利根川	左岸 茨城県猿島郡境町字北野1920番地先から茨城県北相馬郡利根町東奥山新田21番4地先まで(氾濫後において、氾濫により浸水する区域及びその水深を示す場合には、茨城県坂東市法師戸字抹場660番10地先まで) 右岸 江戸川分派点から千葉県印西市大字平岡字上流作283番2地先まで(氾濫後において、氾濫により浸水する区域及びその水深を示す場合には、千葉県野田市三ツ塙字殿山1580番7地先まで)	茅吹橋	5.00	7.1	7.7	右岸河口から104.0km上116.3m	千葉県野田市茅吹
			取手	5.40	6.9	7.4	左岸河口から85km上300m	茨城県取手市新町
	小貝川	左岸 茨城県龍ケ崎市大字河原代88番3地先から利根川への合流点まで 右岸 茨城県取手市宮和田字東正寺裏524番2地先から利根川への合流点まで	押付	5.75	7.1	7.8	左岸河口から78.5km	茨城県北相馬郡利根町押付新田
利根川下流部	利根川	左岸 茨城県稻敷郡河内町生板鍋子新田1842番9地先から海まで 右岸 千葉県印旛郡栄町大字西宇耕地650番6地先から海まで	横利根	2.85	3.9	4.4	左岸河口から40.0km上80m	茨城県稻敷市西代
霞ヶ浦・北浦	常陸利根川(外浪逆流含む)	左岸 茨城県潮来市永山字藪場170番1地先から利根川への合流点(常陸川水閘門)まで 右岸 茨城県潮来市永山字向津55番3地先から利根川への合流点(常陸川水閘門)まで	出島	2.10	2.5	2.6	霞ヶ浦(西浦)中岸20.45km	茨城県かすみがうら市坂
			白浜	2.10	2.5	2.6	北浦右岸14.6km	茨城県行方市白浜
	霞ヶ浦	霞ヶ浦	出島	2.10	2.5	2.6	霞ヶ浦(西浦)中岸20.45km	茨城県かすみがうら市坂

千葉県水防本部水防指令情報伝達表

(発信)		(あて)		(発信)		(あて)	
水防本部指令班 (河川環境課)		現地指導班等		水防管理団体等			
3147 (TEL 043-223-3156) (FAX 043-221-1950) 送信者： (月 日 時 分発信)		指令通知 → ← 着信確認報告 (月 日 時 分発信)		指令通知 → ← 着信確認報告 (月 日 時 分受信)			
種類		水防本部 第 号		指令・情報			
発令日時		令和 年 月 日 時 分					
決裁	国土整備部長	担当部長	次長	河川環境課長	副課長	土砂災害対策室長	防災対策室長
				河川整備課長	副課長		防災対策室員
水防本部指令班→現地指導班						現地指導班→水防管理団体等	
主文							
解説							
※着信確認をお願いします。 河川環境課 電話043-223-3156							

指令情報確認表(あて)

機関名	着信確認		指令情報番号									
	受信者名	時刻	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
水防本部												
千葉土木事務所												
市原土木事務所												
葛南土木事務所												
東葛飾土木事務所												
柏土木事務所												
印旛土木事務所												
成田土木事務所												
香取土木事務所												
海匝土木事務所												
銚子土木事務所												
山武土木事務所												
長生土木事務所												
夷隅土木事務所												
安房土木事務所												
君津土木事務所												
千葉港湾事務所												
葛南港湾事務所												
木更津港湾事務所												
亀山・片倉ダム												
高瀬ダム												

機関名	着信確認	
	受信者名	時刻
県土整備政策課		
道路計画課		
道路環境課		
道路整備課		
港湾課		
市街地整備課		
公園緑地課		
下水道課		
住宅課		

機関名	着信確認	
	受信者名	時刻
農林水産政策課		
耕地課		
漁港課		
防災対策課		
県警本部		
陸上自衛隊第1空挺団		

準:準備体制
注:注意体制
警:警戒体制
非1:非常第1体制
非2:非常第2体制
解:解除
バ:パトロール指令
活:活動人員報告

水防警報

国土交通省 関東地方整備局 利根川下流河川事務所発表

令和 年 月 日 時 分

発令河川	基準水位観測所	発令情報	発表番号
利根川			

【現況】

- 1 取手流域の雨量は、日 時までに mm です。
- 2 ** 水位観測所の水位は、日 時現在 m です。
- 3-1 ** の水位は、日 時 分に氾濫注意水位（警戒水位）に達しました。
- 3-2 ** の水位は、日 時 分に最高水位 m に達しました。
- 4-1 ** の水位は、1時間に cm 程度上昇しています。
- 4-2 ** の水位は、平衡状態が続いています。
- 4-3 ** の水位は、1時間に cm 程度下降しています。
- 5-1 上流の水位は、日 時 分に水防団待機（指定水位）に達しました。
- 5-2 上流の水位は、日 時 分に最高水位 m に達しました。

【予想】

- 6 ** の水位は、日 時に m 程度と見込まれます。

【被害状況現況】

- 7-1 ** 地先の堤防に漏水が発生する恐れがあります。

【指示】

- 8 水防機関は、厳重に警戒してください。
- 9 水防機関は、出動してください。
- 10 水防機関は、出動体制を強化し水防工法を行ってください。
- 11 水防機関は、巡視員を現地に残し、待機して差しつかえありません。
- 12 水防警報を解除します。

【参考資料】 ** 【**県**市**】

- 堤防高 (. m)
 計画水位 (. m)
 氾濫危険水位（危険水位）(. m)
 氾濫注意水位（警戒水位）(. m)
 水防団待機水位（指定水位）(. m)

利根川下流河川事務所の水防警報発令状況				
水防警報／情報種別	待 機	準 備	出 動	解 除
取手				
押付				
須賀				
横利根				
曙橋				

○○川 水防警報

種類	待機・準備・出動・警戒・解除	第_____号
基準水位観測所		

発表日時	令和 年 月 日() 時 分
------	-----------------

番号	発表内容
1	_____局の雨量は、_____日 _____時までに _____mmです。
2	_____局の水位は、_____日 _____現在、_____mです。
3	<p>_____は、</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> ①水防団待機水位 (通報水位) ②氾濫注意水位 (警戒水位) </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> ③を上回る恐れがあります。 ④程度です。 ⑤を下回る見込みです。 </div> </div>
4	<p>水防機関は、</p> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;"> ⑥待機 ⑦準備 ⑧出動 ⑨警戒 </div> <p>してください。</p> </div>
5	水防警報を解除します。

↑

○印を付ける

伝達先機関（着信確認チェック）

機関名	○○市	△△町	○○村	○○ダム 事務所	○○用水 管理所	県河川 環境課
着信確認						

機関名	○○警察署	△△地域振興事務所				
着信確認						

○○川氾濫危険情報

【警戒レベル4相当情報〔洪水〕】

下記の水位観測所において、氾濫危険水位に到達しました。

(水防法13条で規定される特別警戒水位)

市町村長が発表する避難情報に注意するとともに、周囲の状況確認や避難準備をお願いします。

通知時刻 令和〇〇年〇〇月〇〇日（〇）〇〇時〇〇分

河川名 ○○川

観測所名 ○〇〇〇（〇〇市△△）

到達時刻 ○〇〇〇年〇〇月〇〇日（〇）〇〇時〇〇分

観測水位 〇.〇〇m

参考

通知基準水位

水防団待機水位（通報水位） 〇.〇〇m

氾濫注意水位（警戒水位） 〇.〇〇m

氾濫危険水位（特別警戒水位） 〇.〇〇m

発信者：千葉県水防本部

問合せ：千葉県県土整備部河川環境課 TEL043-223-3156

通知先機関（着信確認チェック）

機関名	〇〇 土木事務所	〇〇市 (△△課)	千葉県 災害対策本部 (防災対策課)	千葉県 警察本部 (警備課)	陸上自衛隊 第1空挺団 (第3科)	銚子地方 気象台
着信確認						

河川巡視報告様式一覧

あて名	洪水名	情報種別	受信の確認	要否
	発信機関	——	連絡番号	——

様式一の1

水防管理団体名	1. 出動状況			1. 出動状況			1. 出動状況		
	①出動の有無：(有・無)	①出動の有無：(有・無)	①出動の有無：(有・無)	②出動時刻(　)日 時 分	②出動時刻(　)日 時 分	②出動時刻(　)日 時 分	③出動人数(　)人	③出動人数(　)人	③出動人数(　)人
情 報 内 容	②出動時刻(　)日 時 分	②出動時刻(　)日 時 分	②出動時刻(　)日 時 分	③出動人数(　)人	③出動人数(　)人	③出動人数(　)人	④報告完了時刻(　)日 時 分	④報告完了時刻(　)日 時 分	④報告完了時刻(　)日 時 分
情 報 内 容	③出動人数(　)人	③出動人数(　)人	③出動人数(　)人	④報告者名：(　)	④報告者名：(　)	④報告者名：(　)	3. 報告完了時刻(　)日 時 分	3. 報告完了時刻(　)日 時 分	3. 報告完了時刻(　)日 時 分
情 報 内 容	2. 巡視状況	2. 巡視状況	2. 巡視状況	4. 報告者名：(　)	4. 報告者名：(　)	4. 報告者名：(　)	4. 報告者名：(　)	4. 報告者名：(　)	4. 報告者名：(　)
情 報 内 容	①巡視の有無：(有・無)	①巡視の有無：(有・無)	①巡視の有無：(有・無)	②巡視開始時刻(　)日 時 分	②巡視開始時刻(　)日 時 分	②巡視開始時刻(　)日 時 分	③(　)川(左・右)岸	③(　)川(左・右)岸	③(　)川(左・右)岸
情 報 内 容	②巡視開始時刻(　)日 時 分	②巡視開始時刻(　)日 時 分	②巡視開始時刻(　)日 時 分	③(　)川(左・右)岸	③(　)川(左・右)岸	③(　)川(左・右)岸	(　)地先を	(　)地先を	(　)地先を
情 報 内 容	(　)地先を	(　)地先を	(　)地先を	(　)地先を	(　)地先を	(　)地先を	(　)地先を	(　)地先を	(　)地先を
情 報 内 容	(巡視中・巡視した)	(巡視中・巡視した)	(巡視中・巡視した)	(巡視中・巡視した)	(巡視中・巡視した)	(巡視中・巡視した)	(巡視中・巡視した)	(巡視中・巡視した)	(巡視中・巡視した)
情 報 内 容	④巡視終了時刻(　)日 時 分	④巡視終了時刻(　)日 時 分	④巡視終了時刻(　)日 時 分	④巡視終了時刻(　)日 時 分	④巡視終了時刻(　)日 時 分	④巡視終了時刻(　)日 時 分	3. 報告完了時刻(　)日 時 分	3. 報告完了時刻(　)日 時 分	3. 報告完了時刻(　)日 時 分
情 報 内 容	3. 報告完了時刻(　)日 時 分	3. 報告完了時刻(　)日 時 分	3. 報告完了時刻(　)日 時 分	4. 報告者名：(　)	4. 報告者名：(　)	4. 報告者名：(　)	4. 報告者名：(　)	4. 報告者名：(　)	4. 報告者名：(　)
情 報 内 容	4. 報告者名：(　)	4. 報告者名：(　)	4. 報告者名：(　)	4. 報告者名：(　)	4. 報告者名：(　)	4. 報告者名：(　)	受報者名：(　)	受報者名：(　)	受報者名：(　)

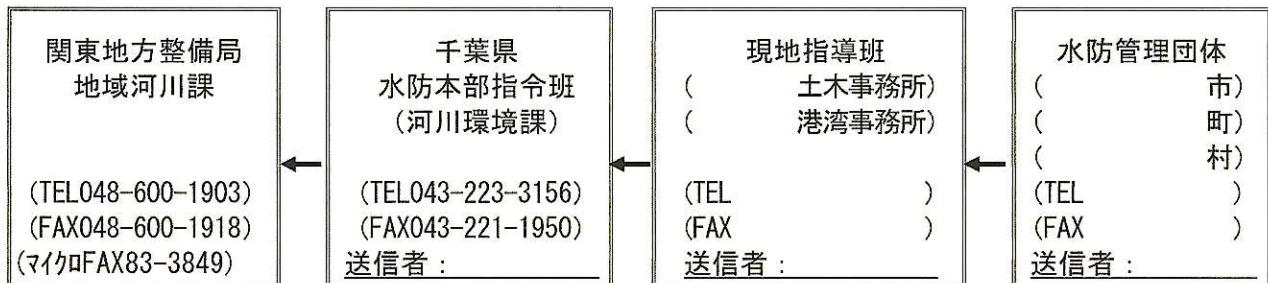
河川巡視・出動状況定期報告（水防管理団体からの情報）

発信	令和 年 月 日 分	発信者			通信手段	FAX マ イ ク ポ NTT
受信	令和 年 月 日 分	受信者				

注) 1. 本情報は、出張所情報と車両担当官から報告してもらうものである。

あて名		受信の確認		要否									
洪水名	情報種別	発信機関	発信番号										
様式-1の2 (河川施設災害・水防活動・一般被害・避難) 状況(水防管理団体から的情報)													
水防管理団体名													
位 置 種 別	(左・右) 岸 () km (上・下) () m		一般被害状況		一般被害の有無等		有, 無, 不明,		調査中「		」		
	地先		() 市町村 () 日 () 時 () 分 発表,		戸 戸 戸 戸 戸 戸 戸 戸 戸 戸 戸 戸		死者者 行方不明 負傷者		人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人				
現象	はつきりしない場合 目的物 () (上・下) 流へ約 () m		堤防, 高水敷, () 水門・樋管, ()		亀裂, 漏水, 法崩れ, 越水, 破堤, 洗掘, 破損, ()		避難状況		避難の有無等		有, 無, 不明, 調査中「		
	() 地区の住民約 () 名 () 場所へ避難		() 地区の住民約 () 名が () 場所へ孤立状態で () が救助中		() 市町村 () 日 () 時 () 分 避難命令発令		() 市町村 () 日 () 時 () 分 避難命令発令						
災害規模	①延長 () m, ②幅 () m, ③箇所数 () ケ所 ④漏水 (多・少), ⑤越水深 () m, ⑥調査中「 」 ⑦()		作業実施開始, 作業完了, 調査中「」		開始日時 () 日 () 時 () 分		完了日時 () 日 () 時 () 分		水防工法 木流し, むしろ張り, シート張り, 土のう積, 月の輪, 五徳縫い 折返し, 釜段, その他 ()		作業状況		
	作業実施開始, 作業完了, 調査中「」		完了日時 () 日 () 時 () 分		水防工法 木流し, むしろ張り, シート張り, 土のう積, 月の輪, 五徳縫い 折返し, 釜段, その他 ()		作業実施開始, 作業完了, 調査中「」						
施工規模	作業人員 () 人		消防団 () 人		国土交通省 () 人		協力業者 () 人		報告完了時刻 () 日 () 時 () 分		報告者名 () 受報者名 ()		
	応援の有無 有, 無		所見										

-52-

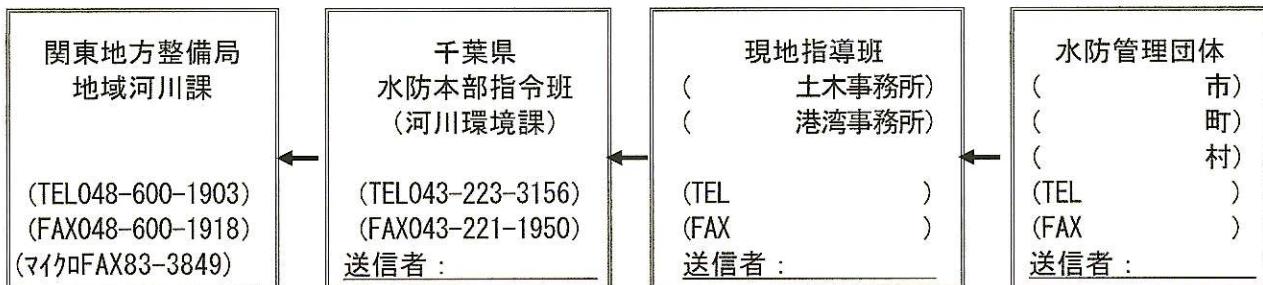


(月 日 時 分発信)

出水様式－2(1) 被害情報（千葉県）

出水名	(第 報)				
水系名	級河川	川水系	河川名	川	
出水状況 現状 (見込み)					
被害状況 現状 (予測)	発生日時		発生場所	市町村	地先
	原因	破堤：越水：溢水 内水：浸透：侵食 未確認	距離標	左：右 . ~ .	km
	月 日 時現在 < 速報値 : 確定値 >				
	(拡大中 : 変化なし : 縮小中 : 解消)				
(1) 浸水面積 < 有 : 無 : 調査中 : 未確認 > 市・町・村 ha (予測) ha					
(2) 人的被害 < 有 : 無 : 調査中 : 未確認 > 市・町・村 死者 人 行方不明者 人					
(3) 家屋被害 < 有 : 無 : 調査中 : 未確認 > 市・町・村 床下浸水 戸 (予測) 戸 床上浸水 戸 (予測) 戸 軒下浸水 戸 (予測) 戸 家屋流出 戸					
(4) その他 < 有 : 無 : 調査中 : 未確認 > 市・町・村					

注) ・平面図を添付（破堤等被害発生箇所及び浸水状況等を記載）



(月 日 時 分発信)

出水様式－2(2) 被害情報(千葉県)

被害への 対応状況	月 日 時現在		
	(1) 実施済み		
避難状況等	月 日 時現在 < 速報値 : 確定値 >		
	(1) 自主避難状況 <有:無:調査中:未確認>		
	(2) 避難指示発令状況 <有:無:調査中:未確認>		
	(3) 孤立住民の発生状況等 <有:無:調査中:未確認>		
	(4) 自衛隊出動要請状況等		
水防活動 状況	月 日 時現在 < 速報値 : 確定値 >		
	(1) 市・町・村		地先
①水防工法 ②延長等 ③進捗状況 ④災害対策車稼働状況			

水 防 活 動 實 施 報 告 書

1. 水防顛末報告

水防活動実施報告書

令和 年 月 日

(様式1)

作成責任者

出水の概況	川 警戒水位 m 雨量 mm														
水防実施箇所	左岸 川 地先 m 右岸														
日時	自 月 日 時				至 月 日 時										
出動人員	水防団員		消防団員		その他		合計								
	人	人	人	人	人	人									
水防作業の概要及び工法	箇所 m 工法														
水防の結果	堤防	m	田	m ²	畑	m ²	家 戸	m ²	鉄道	m	道路	m	人口 人	人口 人	その他
	効果	m	m ²												
使用器材	かます、俵						住居者の出動状況								
	万年、土俵														
	なわ						水防関係者の死傷								
	丸太														
	その他						雨量水位の状況								
水防活動に関する 自己批判 備考															

(注) 水防を行った箇所ごとに作成すること。

令和〇〇年度台風〇号における水防活動 (〇〇県〇〇市・町消防団・令和元年9月〇日～〇〇日)

○ 概要

〇〇市・町消防団は、令和元年9月〇日、台風〇号の影響に伴う集中豪雨に際し、延べ〇部隊〇名が出動。市内では、1時間雨量100mmを超える豪雨により河川が増水。各地で越水により床上浸水等の被害を受けた。各地区に於ける危険な状態の中、堤防への土のう積みや住民の避難誘導。人命救助を行い人的被害の軽減のため活動した。

活動時間	出動延人数	主な活動内容
9／〇～9／〇 約12時間	〇名	・土のう積み(300袋) ・避難誘導(20世帯) ・排水作業(3件)

水防活動または被害状況写真

〇〇川左岸(〇〇地先)
堤防巡視

水防活動または被害状況写真

〇〇川左岸(〇〇地先)
積み土のう工

水防活動実施箇所

〇〇地区浸水被害

水防活動または被害状況写真

〇〇川左岸(〇〇地先)
月の輪工

関 係 機 關 一 覧 表

水防関係機関一覧表

1 組合構成市町等

市町村名	担当課	住 所	N T T(電話) (FAX)	防災無線 FAX
成田市	総務部 危機管理課	成田市花崎町 760	0476-20-1523 20-1687	211-721 211-722
佐倉市	危機管理部 危機管理課	佐倉市海隣寺町 97	043-484-6132 486-2502	212-721 212-722
四街道市	危機管理監 危機管理室	四街道市鹿渡無番地	043-421-6102 424-8922	228-721 228-722
八千代市	消防本部 警防課	八千代市大和田新田 186	047-459-7804 459-2446	608-721 608-722
印西市	総務部 防災課	印西市大森 2364-2	0476-33-4404 42-7242	231-721 231-722
白井市	総務部 危機管理課	白井市復 1123	047-401-4650 491-3510	232-721 232-722
酒々井町	総務課 危機管理室	酒々井町中央台 4-11	043-496-1171 496-4541	322-721 322-722
栄町	消防本部 消防総務課	栄町生板鍋子新田乙 20-71	0476-95-8983 95-7630	629-723 629-722
千葉県 県土整備部	河川環境課 防災対策室	千葉市中央区市場町 1-1	043-223-3156 221-1950	500-7346 500-7412
千葉県印旛 土木事務所	調整課	佐倉市鎌木仲田町 8-1	043-483-1166 485-3759	503-731 503-732

2 防災関係機関

機 関 名	担 当 課	住 所	N T T(電話) (FAX)	防 災 無 線 FAX
千葉県成田 土木事務所	調整課	成田市加良部3-3-2	0476-26-3631 26-8671	515-721 515-722
千葉県印旛 地域振興事務所	地域防災課	佐倉市鎌木仲田町8-1	043-483-1110 483-2450	503-721 503-722
国土交通省利根川 下流河川事務所	防災対策課	香取市佐原イ4149	0478-52-6365 52-9726	
利根川下流河川 事務所安食出張所		栄町須賀856	0476-95-0042 95-8539	
陸上自衛隊 高射学校	警備課	千葉市若葉区若松町902	043-422-0221 NTT番号切替	500-9631 500-9632
陸上自衛隊 第1空挺団	第3科	船橋市薬円台3-20-1	047-466-2141 NTT番号切替	632-721 632-722
千葉県 警察本部	警備課	千葉市中央区長洲1-9-1	043-201-0110 NTT番号切替	500-7383 500-7397
佐倉警察署	警備課	佐倉市表町3-17-1	043-484-0110 NTT番号切替	
成田警察署	警備課	成田市加良部3-5	0476-27-0110 27-7691	
印西警察署	警備課	印西市大森2514-13	0476-42-0110 NTT番号切替	
水資源機構千葉用 水総合管理所	第2管理課	八千代市村上3139	047-483-0722 483-0709	

重 要 水 防 節 所 一 覧 表

重要水防箇所評定基準

種 別	重 要 度 等		要注意区間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
越水 (溢水)	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）が現況の堤防高を越える箇所。	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）が現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
堤体漏水	<p>堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。</p> <p>堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所。</p> <p>水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。</p>	<p>堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある堤体の変状が集中している箇所。</p> <p>堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤防の変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。</p> <p>水防団員と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。</p>	
基礎地盤 漏水	<p>堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。</p> <p>基礎地盤の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所。</p> <p>水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。</p>	<p>堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある基礎地盤漏水に関する変状が集中している箇所。</p> <p>堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、基礎地盤漏水の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。</p> <p>水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。</p>	

種 別	重 度		要注意区間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
水衝 ・洗掘	<p>水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているが、その対策が未施工の箇所。</p> <p>橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所で、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。</p> <p>波浪により河岸の決壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所。</p>	<p>水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所。</p>	
工作物	<p>河川管理施設等応急対策基準に基づく改善処置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所。</p> <p>橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）以下となる箇所。</p>	<p>橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。</p>	
工事施工			出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切等により本堤に影響を及ぼす箇所。
新堤防 ・破堤跡 ・旧川跡			新堤防で築造後3年以内の箇所。 破堤跡又は旧川跡の箇所。
陸閘			陸閘が設置されている箇所。

様式-2

令和5年度 直轄河川重要水防箇所一覧表

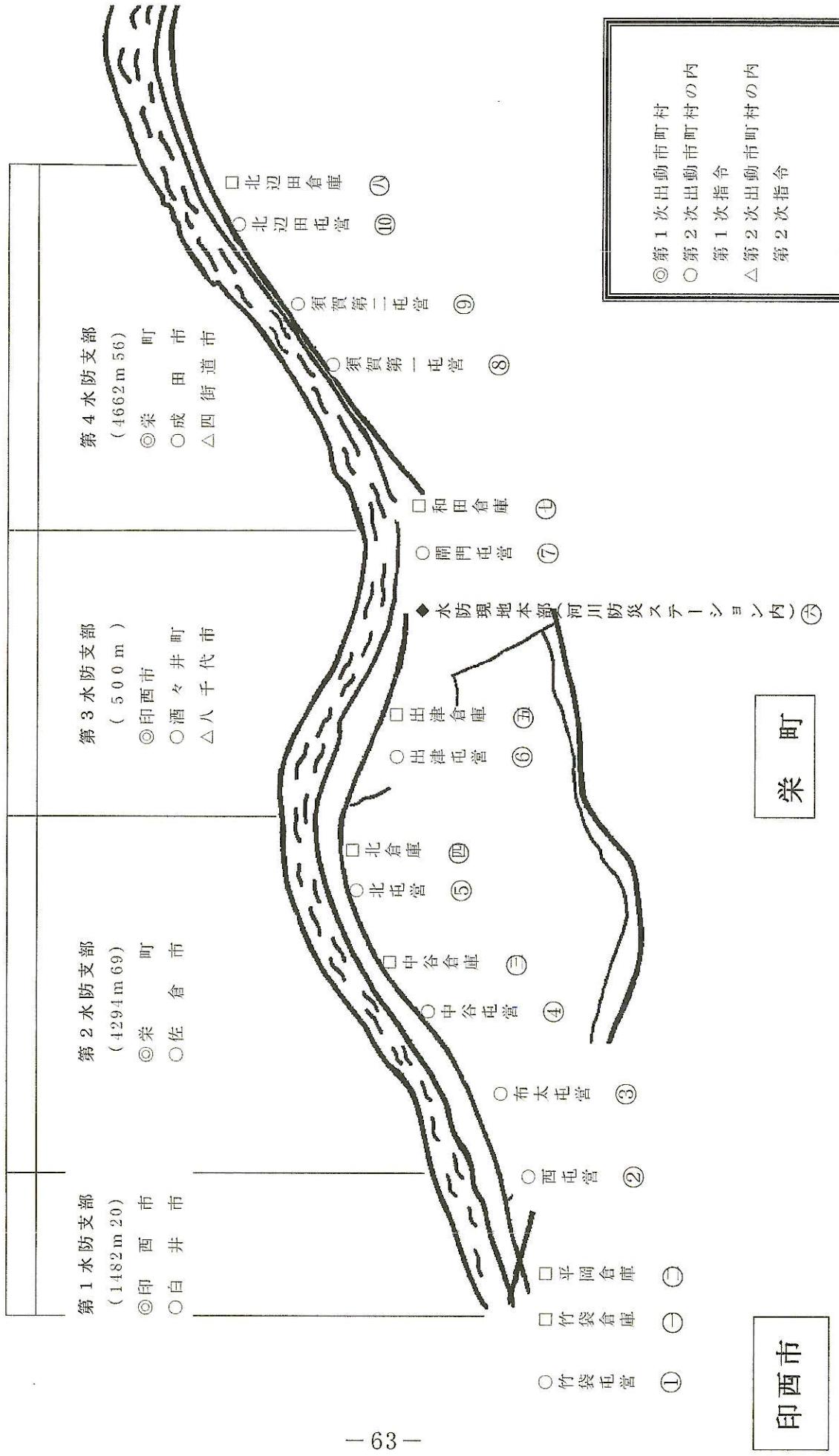
事務所名	番号	河川名	面 図 対 番 号	河川名	重 要 度	左 右 岸 別	地 先 名	資 材 別	階 級	新 航 位置 (K.m)	延 長 (m)	重 要 な る 理 由	県及び市町村		国土交通省	想定される 水防工法	
													担当水防団体	担当土木事務所			
利根川下流域 川事務所	212 74 -1	利根川 (重疊)	利根川 越水(溢水)	千葉県 印西市大森	B	右	千葉県 印西市木下～平岡	基礎地盤漏水	B	75.50～ 74.50	1,000 (特に越水の可能性が高い) 計算水位と現況堤防高の差が余裕未満	印福利根川水防事務組 合	印福利根川水防事務組 合	安食出張所	安食出張所	担当土木事務所	担当出張所
利根川下流域 川事務所	213 73 -1	利根川	越水(溢水)	千葉県 印西市木下～木下	B	右	千葉県 印西市木下～木下	基礎地盤漏水	B	74.50～ 74.00下11.4	617 基礎地盤漏水に關係する変状が生じるおそれのある箇所 基礎地盤漏水に關係する変状が生じるおそれのある箇所	印福利根川水防事務組 合	印福利根川水防事務組 合	安食出張所	安食出張所	担当土木事務所	担当出張所
利根川下流域 川事務所	214 72 -1	利根川	利根川	千葉県 印西市木下～平岡	B	右	千葉県 印西市木下～平岡	基礎地盤漏水	B	74.00～ 72.75上45	1,091 基礎地盤漏水に關係する変状が生じるおそれのある箇所 基礎地盤漏水に關係する変状が生じるおそれのある箇所	印福利根川水防事務組 合	印福利根川水防事務組 合	安食出張所	安食出張所	担当土木事務所	担当出張所
利根川下流域 川事務所	215 72 -2	利根川	利根川	千葉県 印西市平岡～印旛郡栄町西	B	右	千葉県 印西市平岡～印旛郡栄町西	基礎地盤漏水	B	72.50上45～ 72.50上11.3	182 基礎地盤漏水に關係する変状が生じるおそれのある箇所 基礎地盤漏水に關係する変状が生じるおそれのある箇所	印福利根川水防事務組 合	印福利根川水防事務組 合	安食出張所	安食出張所	担当土木事務所	担当出張所
利根川下流域 川事務所	216 71 -1	利根川	利根川	千葉県 印旛郡栄町西	B	右	千葉県 印旛郡栄町西	基礎地盤漏水	B	72.50上11.3～ 72.00下28	640 基礎地盤漏水に關係する変状が生じるおそれのある箇所 基礎地盤漏水に關係する変状が生じるおそれのある箇所	印福利根川水防事務組 合	印福利根川水防事務組 合	安食出張所	安食出張所	担当土木事務所	担当出張所
利根川下流域 川事務所	217 71 -2	利根川	利根川	千葉県 印旛郡栄町西～中谷	B	右	千葉県 印旛郡栄町西～中谷	越水(溢水)	B	72.00下28～ 71.50上79	384 基礎地盤漏水に關係する変状が生じるおそれのある箇所 基礎地盤漏水に關係する変状が生じるおそれのある箇所	印福利根川水防事務組 合	印福利根川水防事務組 合	安食出張所	安食出張所	担当土木事務所	担当出張所
利根川下流域 川事務所	218 71 -3	利根川	利根川	千葉県 印旛郡栄町西～中谷	B	右	千葉県 印旛郡栄町西～中谷	越水(溢水)	B	71.50上79～ 71.50下10.2	182 (特に越水の可能性が高い) 計算水位と現況堤防高の差が余裕未満 基礎地盤漏水に關係する変状が生じるおそれのある箇所 基礎地盤漏水に關係する変状が生じるおそれのある箇所	印福利根川水防事務組 合	印福利根川水防事務組 合	安食出張所	安食出張所	担当土木事務所	担当出張所
利根川下流域 川事務所	219 69 -1	利根川	利根川	千葉県 印旛郡栄町西～中谷	B	右	千葉県 印旛郡栄町西～中谷	越水(溢水)	B	71.50下10.2～ 69.75下11.0	1,765 計算水位と現況堤防高の差が余裕未満 基礎地盤漏水に關係する変状が生じるおそれのある箇所 基礎地盤漏水に關係する変状が生じるおそれのある箇所	印福利根川水防事務組 合	印福利根川水防事務組 合	安食出張所	安食出張所	担当土木事務所	担当出張所
利根川下流域 川事務所	220 69 -2	利根川	利根川	千葉県 印旛郡栄町北	B	右	千葉県 印旛郡栄町北	越水(溢水)	B	69.75下11.0～ 69.25上11.9	244 基礎地盤漏水に關係する変状が生じるおそれのある箇所 基礎地盤漏水に關係する変状が生じるおそれのある箇所	印福利根川水防事務組 合	印福利根川水防事務組 合	安食出張所	安食出張所	担当土木事務所	担当出張所
利根川下流域 川事務所	221 69 -3	利根川	利根川	千葉県 印旛郡栄町北	B	右	千葉県 印旛郡栄町北	堤体漏水	B	69.25上11.9～ 69.25下7.0	151 堤体の変状が生じるおそれのある箇所	印福利根川水防事務組 合	印福利根川水防事務組 合	安食出張所	安食出張所	担当土木事務所	担当出張所
利根川下流域 川事務所	222 69 -4	利根川	利根川	千葉県 印旛郡栄町北	B	右	千葉県 印旛郡栄町北	工作物	B	69.00上27	1ヶ所 計算水位と折下高の差が余裕未満	印福利根川水防事務組 合	印福利根川水防事務組 合	安食出張所	安食出張所	担当土木事務所	担当出張所
利根川下流域 川事務所	223 68 -1	利根川	利根川	千葉県 印旛郡栄町北	B	右	千葉県 印旛郡栄町北	越水(溢水)	B	68.75下84～ 68.25上50	498 計算水位と現況堤防高の差が余裕未満	印福利根川水防事務組 合	印福利根川水防事務組 合	安食出張所	安食出張所	担当土木事務所	担当出張所
利根川下流域 川事務所	224 67 -1	利根川	利根川	千葉県 印旛郡栄町北～生板縄子新田	B	右	千葉県 印旛郡栄町北～生板縄子新田	越水(溢水)	B	68.25下50～ 67.75上11.2	338 計算水位と現況堤防高の差が余裕未満 旧河道跡	印福利根川水防事務組 合	印福利根川水防事務組 合	安食出張所	安食出張所	担当土木事務所	担当出張所
利根川下流域 川事務所	225 66 -1	利根川	利根川	千葉県 印旛郡栄町生板縄子新田～ 印旛郡栄町生板縄子新田	B	右	千葉県 印旛郡栄町生板縄子新田～ 印旛郡栄町生板縄子新田	越水(溢水)	B	67.75上11.2～ 67.00下10.4	968 計算水位と現況堤防高の差が余裕未満	印福利根川水防事務組 合	印福利根川水防事務組 合	安食出張所	安食出張所	担当土木事務所	担当出張所
利根川下流域 川事務所	226 66 -2	利根川	利根川	千葉県 印旛郡栄町和田	B	右	千葉県 印旛郡栄町和田	越水(溢水)	B	67.00下10.4～ 66.75下30	198 計算水位と現況堤防高の差が余裕未満 旧河道跡	印福利根川水防事務組 合	印福利根川水防事務組 合	安食出張所	安食出張所	担当土木事務所	担当出張所
利根川下流域 川事務所	227 66 -3	利根川	利根川	千葉県 印旛郡栄町和田	B	右	千葉県 印旛郡栄町和田	基礎地盤漏水	B	66.75下30～ 66.50上10.6	95 基礎地盤漏水に關係する変状が生じるおそれのある箇所 基礎地盤漏水に關係する変状が生じるおそれのある箇所	印福利根川水防事務組 合	印福利根川水防事務組 合	安食出張所	安食出張所	担当土木事務所	担当出張所
利根川下流域 川事務所	228 66 -4	利根川	利根川	千葉県 印旛郡栄町和田	B	右	千葉県 印旛郡栄町和田	基礎地盤漏水	B	66.50上10.6～ 66.50下7.3	194 基礎地盤漏水に關係する変状が生じるおそれのある箇所 旧河道跡	印福利根川水防事務組 合	印福利根川水防事務組 合	安食出張所	安食出張所	担当土木事務所	担当出張所
利根川下流域 川事務所	229 65 -1	利根川	利根川	千葉県 印旛郡栄町和田～須賀	B	右	千葉県 印旛郡栄町和田～須賀	基礎地盤漏水	B	66.50上10.1～ 65.50上10.1	952 基礎地盤漏水に關係する変状が生じるおそれのある箇所	印福利根川水防事務組 合	印福利根川水防事務組 合	安食出張所	安食出張所	担当土木事務所	担当出張所
利根川下流域 川事務所	230 64 -1	利根川	利根川	千葉県 印旛郡栄町和田～須賀	B	右	千葉県 印旛郡栄町和田～須賀	越水(溢水)	B	65.00上10.1～ 64.75	861 計算水位と現況堤防高の差が余裕未満 基礎地盤漏水に關係する変状が生じるおそれのある箇所	印福利根川水防事務組 合	印福利根川水防事務組 合	安食出張所	安食出張所	担当土木事務所	担当出張所

直轄河川重要水防箇所一覧表

事務所名	番号	河川名	面番号	河川名	重要度		左岸別	地先名	料杭位置 (K, m)	延長 (m)	重要な理由	県及び市町村		国土交通省 担当出張所	担当土木事務所 合	水防工法 積土のう 月の輪
					橋	堤防						担当水防団体 合	印旛利根川水防事務組			
利根川下流河川事務所	231 64-2	利根川	越水(溢水)	B	右	千葉県印旛郡栄町和田～須賀	64.75～64.50下12	262 計算水位と現況堤防高の差が余裕未満				印旛利根川水防事務組	印旛土木事務所	安食出張所	安食出張所	水防工法 積土のう 月の輪
利根川下流河川事務所	232 62-1	利根川	旧川跡	要注意	右	千葉県印旛郡栄町矢口	63.25上50～63.00	299 旧河道跡				印旛利根川水防事務組	印旛土木事務所	安食出張所	安食出張所	月の輪
利根川下流河川事務所	233 62-2	利根川	旧川跡	要注意	右	千葉県印旛郡栄町矢口	62.50上10～62.50下45	55 旧河道跡				印旛利根川水防事務組	印旛土木事務所	安食出張所	安食出張所	月の輪
利根川下流河川事務所	234 61-1	利根川	越水(溢水)	B	右	千葉県印旛郡栄町矢口	61.75下22～61.75下107	85 計算水位と現況堤防高の差が余裕未満				印旛利根川水防事務組	印旛土木事務所	安食出張所	安食出張所	積土のう 月の輪
利根川下流河川事務所	235 61-2	利根川	越水(溢水)	B	右	千葉県印旛郡栄町矢口	61.75下107～61.50下44	186 計算水位と現況堤防高の差が余裕未満	旧河道跡			印旛利根川水防事務組	印旛土木事務所	安食出張所	安食出張所	積土のう 月の輪
利根川下流河川事務所	236 61-3	利根川	越水(溢水)	B	右	千葉県印旛郡栄町矢口	61.50下44～61.50下86	42 計算水位と現況堤防高の差が余裕未満				印旛利根川水防事務組	印旛土木事務所	安食出張所	安食出張所	積土のう 月の輪
利根川下流河川事務所	237 61-4	利根川	旧川跡	要注意	右	千葉県印旛郡栄町矢口	61.25上15～61.25	15 旧河道跡				印旛利根川水防事務組	印旛土木事務所	安食出張所	安食出張所	月の輪

水 防 区 域 図

水防区域(10K941・45)



水防倉庫・水防資器材一覧表

水防倉庫位置一覧表

図面番号	水防倉庫名	位 置	坂 路 状 況	備 考
印利一	竹袋水防倉庫	73.50k 上 140m	なし	倉庫前は国道356号
印利二	平岡水防倉庫	72.75k 下 50m	左右 幅 3 . 0 m	第2小段法下に有り
印利三	中谷水防倉庫	69.75k 上 90m	倉庫より40m上に幅2 . 5 m	第1小段平場にあり
印利四	北水防倉庫	68.75k 下 70m	幅2 . 5 m	
印利五	出津水防倉庫	68.00k 下 30m	倉庫より70m上に幅2 . 5 m	第2小段平場兼用道路有り
印利六	河川防災ステーション 水防倉庫	66.75k	進入路有り	防災ステーション内に有り
印利七	和田水防倉庫	66.25k 上 100m	第1小段より幅2 . 5 m	長門川公園内にあり
印利八	北辺田水防倉庫	63.75k 下 115m	幅3 . 0 m	前面に道路有り

水防用土砂採取可能箇所一覧表

河川名	出張所名	位 置	地 先 名	土 量 (m ³)	備 考
利根川	安食出張所	75.00k 下 50m	千葉県印西市大森地先	1 0 0	
利根川	安食出張所	74.25k	千葉県印西市木下地先	2 , 5 0 0	
利根川	安食出張所	73.75k	千葉県印西市木下地先	0	
利根川	安食出張所	69.50k 下 20m	千葉県印旛郡栄町中谷地先	1 7 0	
利根川	安食出張所	66.75k	千葉県印旛郡栄町出津地先 (出津河川防災ステーション)	3 , 8 0 0	
利根川	安食出張所	66.25k 上 160m	千葉県印旛郡栄町安食地先	2 0 0	

水防倉庫・水防資材一覧表

令和5年4月1日 現在